

令和6年玉村町議会第2回定例会会議録第2号

令和6年6月4日（火曜日）

議事日程 第2号

令和6年6月4日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

3日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、12番新井賢次議員の発言を許します。

〔12番 新井賢次君登壇〕

◇12番（新井賢次君） おはようございます。昨夜来の雨も上がって爽やかな空気が気持ちのいい朝の一般質問、1番バッター、議席番号12番新井賢次です。

まずは、傍聴席の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。朝早くお忙しい時間帯にもかかわらず、お越しいただいて本当にありがとうございます。いつも温かい気持ちで応援していただいていることに励まされ、感謝しています。昔、小学校の頃、学校の授業参観日に忙しい仕事の合間を見て、家族の誰かが駆けつけてくれたとき、うれしくていつも以上に頑張ろう、しっかり手を挙げようと、そんな思いになったことを思い出します。今皆さんの顔を拝見して、同じような思いで今議場に立っています。

それでは、通告書に従い一般質問を行います。まず1点目、町道の舗装補修工事はどのように計画され実施されているのか。町民の多くの方から、舗装道路の老朽化に伴う改善要望が寄せられています。従来及び今後の道路の維持管理について伺います。

まず1点目、道路舗装補修に関連する主要事業として、道路補修事業、道路舗装修繕計画推進事業（単独事業）、道路改良事業、社会資本整備総合交付事業との項目が掲げられていますが、おのおの具体的にどのような手順で計画し、実施されているのか。

2点目、令和4年度に玉村町道路舗装修繕計画改定事業として583万円をかけて業務委託をしています。その事業内容及びその成果はどのように活用されているのか。

大きな項目の2点目、玉村町産業祭表彰式についてです。例年実りの秋の11月に開催される玉村町産業祭は、そのにぎわいぶりから町の行事を代表する盛大な催しになっています。しかし、残念に思うのは、当日祭りに先立って役場庁舎内で行われる表彰式において、来賓をはじめ参列者に配られるパンフレットの記載内容が不十分であり、不親切ではないかという点であります。従来のパンフレットでは、産業功労賞、産業奨励賞とも受賞者の経歴、経営概況や生産実績、略歴、功績等の記載があり、表彰理由が明解でありました。昨年パンフレットは内容が簡略化され過ぎ、参列者の多くの

方から「どういう方がどういう理由で表彰されたのか全く分からない」という声がありました。関係者はもちろん、町民も素直に功績をたたえ、喜びを共有できるように、パンフレットの内容を見直す必要があると思いますが、どうでしょうか。

3点目、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用について。本制度は、三大都市圏に所在する企業等の社員が、一定期間、地方自治体において地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏への人の流れを創出できるよう、総務省として支援を行う取組であります。給与は全部派遣元企業が支払います。総務省は今年度からさらに要件を緩和するなど、利用しやすい環境を整備して自治体への参加を促しています。玉村町として、デジタル化推進等に民間のスペシャリスト人材の活用を視野に検討できないか伺います。

最後に、4点目、企業版ふるさと納税への取組についてです。玉村町は令和4年度の制度開始以来、どのように取り組んできたのか、現在までの寄附実績は怎么样了なのか。返礼品を伴わずに寄附を受けられる企業版ふるさと納税による増収は、町の財政に大きく寄与するものであります。今後、さらに寄附額を増やすために、具体的にどのように取り組もうとしているのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町道の舗装補修についてお答えいたします。まず、1点目のご質問の道路舗装補修に関連する主要事業の具体的な手順についてですが、1つ目の道路補修事業につきましては、一般財源により道路に開いてしまった穴や舗装へのへこみなど、緊急的かつ応急的な補修を行うもののほか、地区から要望される地区内の生活道路などの舗装の打ち替え工事を実施する事業としており、比較的小規模で早急に補修しなければならない箇所を中心に工事を実施する事業となります。

2つ目の道路舗装修繕計画推進事業（単独事業）につきましては、令和4年度に改定した玉村町舗装修繕計画に基づき実施するもので、町内の地区間を結ぶ幹線的な道路や交通量の多い道路、約45キロメートルについて、舗装の劣化度の調査結果に基づき、おおむね5年で計画的に舗装補修を行う事業となります。この事業は起債を充当することができますので、1つ目の道路補修事業より財源的に有利な事業となりますが、舗装修繕計画に記載されていない路線は、この事業で実施することはできません。

3つ目の道路改良事業につきましては、一般財源により地区内の生活道路について、側溝の改修や新設を伴う道路事業となり、現状よりも道路の幅が広がる工事等を対象としています。主に地区要望により実施するものであり、交通量や受益を受ける人が多い道路を優先的に実施しております。

4つ目の社会資本整備総合交付金事業につきましては、現時点では下茂木地内で実施している町道

103号線道路改良事業や上陽小学校南で実施している町道3041号線道路改良事業が該当し、国の採択要件を満たした交付金事業で実施しております。社会資本整備総合交付金事業には、改良工事だけでなく、舗装補修のメニューもあり、過去には南小学校の南側の町道103号線で活用した経緯がありますが、現在は要件を満たす路線がないため、社会資本整備総合交付金事業を活用した舗装補修は実施することができません。

次に、2点目の令和4年度に業務委託した玉村町道路舗装修繕計画改定事業の事業内容及びその成果についてですが、事業内容としましては、町内の地区間を結ぶ幹線的な道路や交通量の多い道路、約4.5キロメートルについて、舗装の劣化度の調査を行い、補修が必要な箇所の選定、修繕方法や修繕時期を検討し、令和5年度から令和9年度までの舗装補修の5か年計画を作成いたしました。これにより、舗装補修を計画的に実施することができ、損傷などを未然に防ぐことに役立つほか、修繕の短期的な集中の防止、修繕時期の分散化による予算の平準化、起債の要件を満たすことによる財源確保、水道管布設替え工事との調整などに効果が現れております。

次に、玉村町産業祭表彰式についてお答えいたします。玉村町産業祭の表彰式で配布しております式典パンフレットでございますが、玉村町産業祭実行委員会の会議で掲載する内容を協議し、毎回実行委員会が制作しております。ご質問いただきました令和5年度にパンフレットの内容が変更されましたことに至った経緯でございますが、実行委員会での会議で、委員から、令和4年度までのパンフレットの記載内容では、個人情報記載及び経歴の比較に当たるとはならないかというご指摘があったため、実行委員会で審議を行いました。その結果、記載内容については、個人に係る情報保護に配慮することとし、受賞者の経歴等を省くことといたしました。令和6年度のパンフレットの記載内容については、新井議員のご意見を実行委員会にお伝えいたします。

次に、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用についてのご質問にお答えいたします。地域活性化起業人制度につきましては、新井議員のご質問のとおり、総務省が制度化したもので、地域おこし協力隊制度と同様、地域の活性化と三大都市圏集中化に対する分散を図ることを目的とし、平成26年度より開始され、制度開始当初は17団体の利用であったものが、令和5年度では449団体が制度を活用し、年々活用団体が増加しております。

他自治体の地域活性化起業人制度の活用事例を見ますと、観光分野を中心にデジタル化推進、情報発信、ふるさと納税寄附額拡大などをミッションとし、民間企業のノウハウを生かし、地域に貢献していただいているようであります。町といたしましても、特別交付税を利用でき、各分野の民間企業のスペシャリストの力を活用できることはメリットがあると考えております。しかし、受け入れるには起業人に全て任せるといふわけにはいきませんので、町の明確なビジョンと一緒に活動する町職員がいなければ無駄になってしまいます。現在、玉村町では2名の地域おこし協力隊を活用し、移住促進と重田家住宅の活用のため活動しています。町として、まずはその2名の隊員と一緒に活動していくことが優先と考えますが、取り組むべき課題に対してご活躍いただける適任の方がいらっしゃいまし

たら、活用を考えていきたいと思っております。

次に、企業版ふるさと納税への取組についてのご質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、町では令和4年度から企業版ふるさと納税に取り組んでおります。企業版ふるさと納税では、各自治体で作成する地域再生計画に基づき、新規事業または拡大する事業に対するプロジェクトを作成し、そのプロジェクトへ寄附をいただくこととなっております。令和4年度につきましては、まず地域再生計画に基づいたプロジェクトを作成し、その後、ホームページによる寄附募集、町内に本社はないが支店がある企業へのアプローチなどを行ってきました。その結果、2社110万円の寄附があり、寄附金はフードバンク事業と重田家住宅活用事業に使用させていただきました。

令和5年度につきましては、令和4年度と同様、プロジェクトの精査や企業へのアプローチを行うとともに、大規模都市圏の企業で玉村町の情報が収集できないような企業にもアプローチできるよう、自治体と企業のマッチングを行う中間事業者と契約し、寄附が広げられる環境を整備いたしました。また、重田家住宅の活用については、生涯学習課でも多くの企業を訪問し、その結果、4社80万円の寄附をいただくことができました。

今後、さらに寄附額を増やすためには、包括連携協定等を締結している企業など、町と関わりがある企業へアプローチを地道に続けていくことが必要だと考えます。もちろん、トップセールスも必要だと考えております。

また、企業側の寄附用途とマッチングするプロジェクトがないと寄附を検討していてもできない状況があるかと思っておりますので、プロジェクト数を増やすことと同時に、プロジェクトのブラッシュアップも行っていきたいと考えております。ただし、企業版ふるさと納税の税制優遇制度は令和7年3月31日までが期限となっておりますが、制度が延長されるかどうかはまだ国からの方針が出ておりません。もし制度が延長されないとすると、企業側のメリットが少なくなり、納税をしづらくなることが想定されますので、いずれにしましても国の状況を注視しながら、町の事業に共感していただける多くの企業を着実に探していきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それでは、自席にて2回目の質問をさせていただきます。

最初の道路の舗装補修についてですが、玉村町は駅がありません。車社会ということで、道路状況のよしあしは町の印象に大きく影響します。玉村町として最優先、最重要な課題であると、そういう認識を持っております。

そんな中で、当然町民の関心が高いわけですが、昨年9月、令和5年度に行った町民の重要度満足度調査、その中の自由記述意見というページがあります。施策項目の30項目中、公共交通に関する質疑が29件ということで一番多くて、2番目に16件でこの道路に関する要望がありました。上陽地区の道路の整備、あちこちに穴が開いていて通るのが不安な箇所があります。自宅近くの道路、

町道、アスファルトが剥がれ凸凹、各班長、区長さんに聞き取り等をして早く補修していただきたい。自営で介護タクシーを営んでおりますが、道路、町道があちこちで老朽化しており、業務に支障があります。予算のめどがつけば補修していただきたいです。町内の道路がぼこぼこの穴だらけで車で走りづらいです。高崎市在住の知人に玉村の道路は走りづらいと言われましたと、こんな意見がそのページに書かれておりました。

そこで、先ほどの道路補修事業の中で町民からの要望ということについて対応しているというお話がありましたが、現在までのいろんな状況の中で、どういう形で役場に対して町民の要望が届いて、それに対する対応はどんな形で進め、どの程度進んでいるのか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

私のほうも満足度調査はよく確認をさせていただいています。昨年度、令和5年度の都市建設課に関する区からの要望につきましては、全件数で57件ございました。うち道路に関するものについては28件、対応済みについては16件となっております。こちらのほう、その区への説明につきましては、2月、また3月に実施される区長会でその年度についての対応状況を報告させていただいています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そういうことを踏まえて、今年度、令和6年度の予算が組まれているのかと思います。先ほど4項目について説明をいただきましたが、今回は、最後4つ目の社会資本整備ですか、それに対する予算は該当しないので含んでいないということでしたが、道路補修事業、それから、道路舗装修繕計画推進事業、それから道路改良事業ということの3点がありますが、この町民の要望に対して関連する部分として、1番の道路補修事業とそれから道路改良事業の項目がメインになるのかと思いますが、1番の道路補修事業について、具体的に予算の説明の中では会計年度任用職員436万円、それから調査委託料79万8,000円、補修工事費2,200万円、原材料費400万ということで計上してあるのですが、この内容を具体的に作業日数等を含めて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

道路補修事業につきましては、令和6年度の予算で3,153万6,000円となっております。こちらにつきましてはパートタイム会計年度任用職員436万2,000円となっております、会

計年度任用職員を2名雇っています。週4日、道路パトロールまたは穴埋めをしております。ただ、今の時期から夏場に関しましては除草のほうが多くなってしまって、そちらに追われてしまっていますが、道路パトロール等を実際行っております。

また、調査委託料としまして79万8,000円の予算をいただいております。こちらはFWD調査というもので、道路のたわみ具合を測る専用の車がございます。フォーリング・ウェイトということでおもりを落として、その跳ね返りなどを調べて、どのくらい道路が傷んでいるか、どのくらいの厚みで舗装すればいいかというような調査を行います。また、補修工事費としましては2,200万円、こちらは当初予算では3路線について工事を行う予定となっております。また、原材料費400万円ということで、町全体を9つのエリアに分けて、先ほどの会計年度任用職員ではできない大きな舗装、そういったものの修繕について業者委託をしてやっております。また、先ほどの会計年度任用職員が直接やる原材料費についてもこちらに計上されております。

あと、道路改良事業につきましては今年度の予算が2,752万4,000円、こちらにつきましては、東部工業団地の旧国道354号から太陽誘電の駐車場のほうに入るところ、こちらについて渋滞が多いものですから、そちらの交差点改良の設計が438万9,000円、工事請負費としましては2,000万円ありまして、こちらは先ほどの補修ではなくて道路の幅が広がるようなもので改良事業ということで、こちらにつきましても当初予算では3路線を計上させていただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 2番目の道路舗装修繕計画推進事業、単独事業ということですが、こちらは1億2,310万円予算計上してありまして、前年度に比べて9,300万円増えています。この内訳、大幅に増額した予算措置はどうなっていますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 令和5年度につきましては3,000万円で、今年度につきましては1億2,310万円です。大幅に増額しておりますのは、こちらが公共施設等適正管理推進事業債というものが使える事業なのですけれども、昨年度はその条件に合わなかったものですから、全くの町の単独費でしたので3,000万円ほどで抑えさせていただきまして、今年度につきましてはその起債事業の条件を満たすため、財政的に有利な条件となりましたので、増額をさせていただきまして、そちらで事業を進めるような形となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先ほど町債の起債ということで、これは工事費のどのくらいが起債可能なのでしょうか。

それから、それに伴って交付税措置がされるということですが、こちらはどのくらいされる見込みなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 起債のほうが約90%となっております。交付税措置で30%から50%くらいというふうに聞いております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） いずれにしても、道路の補修ということに関しては年間を通してこれからもずっと続いていく大事な事業かと思えます。その中で交付金をいかに多く活用できるかということが町にとって非常に重要な課題になるのだらうと思えます。町の財政係と連携を密にして、ぜひ今まで以上の予算を確保した上で進めていただきたいと、そういうふうに思います。

それでは、2点目の玉村町道路舗装修繕計画についてお伺いします。今回の道路舗装の長寿命化、それから事後保全型管理から予防保全的な修繕を進めるための資料としてこういう検討をされたと、こういうふうに聞いていますが、その成果としてどんな結果が得られたのか、お願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

事後保全型管理と予防保全的な修繕というのがございまして、事後保全型管理というものは事後でするので、悪くなってからその都度修繕をすると、予防保全というのは計画的に行っていくというものになります。悪くなってからその都度修繕するよりも、計画的に、またこの調査に基づいてアスファルトの例えば下の路盤から直すのが必要だとか、そういった調査結果が出た場合に、その道路に合った修繕を行ったほうが長期的に見ると長寿命化が図られまして、費用が抑えられるという成果が上がっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 令和4年度に583万円をかけて業務委託をしてこの事業を行ったということですが、従来の計画、作業と今回の進め方の違いってあったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 今回の計画につきましては2回目の改定ということになります。前回計画では職員が目視によって傷み具合というものを判断していたのですが、起債等をする関係もありまして、より客観的なデータが必要ということで、今回は業務委託をしまして、専門の車で路面性状調査というものを、実施しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 専門の車ということで路面性状測定車というのを使ったと、こういうことですが、これを使うことによって判明した舗装の課題というものはどんなものだったのか伺います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

路面性状調査を行いまして課題がありました。今回45キロの路面性状調査を行ったわけなのですが、そのうち16キロ、約35%について早急に補修のほうが必要と。また、道路の状況としてはひび割れが多い、ひび割れが多い路線のうち損傷レベルが大きいものについては、多い割合を占めているということが分かりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） その結果を踏まえた中で、長寿命化を意識して予防保全型の管理方法を検討したと、これからは年間の補修予算を1億円ということで平準化したいと、こういう説明が資料の中でありました。その補修工法の中で路上路盤、それから切削オーバーレイ、それからシールということで3つの項目が区分けして計上してあったのですが、この内容は具体的にどういう工事内容なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

路上路盤につきましては、アスファルトの下にそのアスファルトを支える路盤というものがございまして、そちらのほうから改良するのが路上路盤となります。切削オーバーレイにつきましては、路盤改良はせずに、表面のアスファルトだけを一旦剥がして、再度アスファルトを舗装し直す。シール工法というのは、道路のひび割れ部分について補修材を注入するというような工法となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 一番先に申し上げた町民からの要望に関しては、今の3つの工法の中でどんな感じで分けられるというか、どんなものなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） そのために、その路線についてどういった工法がいいのかということでFWD調査というものを行いまして、例えばアスファルトだけ、表面だけ直すと何年かするとまた凸凹になってしまったりとか、下の元の路盤が悪いと、車が走って交通量が多かったりすると壊れやすくなりますので、そのFWD調査の結果を基にその路線に合った工法のほうを使用しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） もう一点、道路の区分で1級町道、2級町道、その他町道とこうあるのですが、これの分けする意味、それから基準はどんなふうになっているのか。それから、維持管理上でこの分けによる差というのはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 町道につきましては1級路線、2級路線、その他路線というふうに分けておりますが、1級路線については、国道、県道をつなぐようなメインとなる路線となります。2級路線につきましては、1級路線に準ずる路線として、1級路線を補完するような役割の路線と。その他路線というものは生活路線、住民の方が生活する上で使用するような路線となっております。特に維持管理の仕方については違うということはありません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 参考に教えていただきたいのですが、玉村町には町道のほか、要するに国道と県道の延長距離ってどのくらいあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

玉村町にあります国道、県道の延長距離ということなのですけれども、国道につきましては今現在

国道354号がございまして、こちら玉村町管内ですと5.5キロございます。県道については、主要地方道高崎伊勢崎線、藤岡大胡線、前橋玉村線、県道綿貫篠塚線、こちらがございまして、こちらの延長については20.15キロとなります。また、サイクリングロードも県道となりまして、そちらにつきましては4.2キロメートルほど玉村町管内ではございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

それで、あと道路の凸凹の割合というか、その性状検査をした中の項目の1つで、わだち割れという項目がありました。要するに車の車輪等によってへこんでいる部分だと、こういう説明があるのですが、わだち割れの大きな現象だと思われる箇所の一例を挙げて、それに対してどう対応するのかについて伺いたいと思います。216号線、南小学校の敷地西面を南北に走る道路です。先ほどの区分けで言うと2級道路となっている道路なのですが、排水路、農業用水路かと思うのですが、その道路際が極端に下がっているのです。10センチくらい下がっていると。どうも重量車両が長年というか、長い間駐車していた影響かなと思うのですが、排水側溝そのものが内側に10センチくらい倒れているという状況です。これは前にもお話ししまして、現状は単管のバリケードで応急措置がしてあるのですが、今度はさらにその先に、多分また大型トラックが止まっているのかもしれませんが、新たにその延長線上にやはりくぼみが発生しています。これについて今後どうされるのか伺います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問いただきました内容についてお答えいたします。

ご指摘いただきました区間につきましては、おっしゃられたとおりここに農業用水路がございます。こちらにつきましては、道路からの土圧によって水路が押されまして、それに伴いまして破損した箇所がこの路線についてはございます。現地を確認しましたところ、破損がひどい箇所につきましては、約30メートル区間ございました。こちらにつきましては、本年度、皆さんのご承認をいただきまして、9月補正等で予算措置ができれば緊急工事としていわゆる水が入らない時期から施工をできればと考えております。

それ以外の区間につきましては、延長大体全体的に約350メートルくらいございます。この路線につきましてはかなり延長が長いということと、財源的にかなり経費がかかるということもございまして、群馬県にございます小規模農村整備事業、まずこちらのほうの交付金事業としてのせることが可能かどうか、そういったところの検討を踏まえまして、県の交付金を活用した事業ができるかというところも含めて検討したいと思います。

ただ、ここにつきましてはかなり延長がございますので、一気にこの350メートル全てができる

という形ではなかなか難しいと思いますので、交差点ごとに区切るか、あとは100メートルごとに区切るか何工区かに分けて、何年度かに分けて施工という形になることが予想されます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） できるだけ早く、現状のままということではなくて改修、改善していただきたいと思います。

いずれにしても、一番最初に申し上げたとおり、玉村町の道路、そのよしあしは町の印象に大きく関わると思います。町長がいつもおっしゃっている「暮らすなら、ここがいい。」と、町に対しての第一印象という意味では非常に重要な課題かと思っておりますので、できるだけいろんな場面で交付金の活用等を考えて、町の財政負担をできるだけ少ない状況でこの事業を行っていただきたいなと思います。町長一言お願いできますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） そのように思っています。走っていて、ここもちょっと問題かなというところはありますので、町のほうで把握した上で計画的に補修していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） よろしく申し上げます。

それでは、2点目の玉村町産業祭の表彰式について伺います。先ほどパンフレットを簡略化したことについて説明がありました。ただ、去年が39回なのですが、それ以前の当日の朝に配られる資料は玉村町産業祭と、こういうタイトルの資料でした。去年は玉村町産業祭表彰式と、こういう資料なのです。要するに表彰式であることを徹底しているというか、明確にしてお配りしているのです。この中身を見ますと、表彰されている方は、要するに農業部門か、それから商工業部門かは分かるのですが、あとはお名前と括弧して地区だけなのです。これだけでこの方が何で表彰されたのだらうと、全く分かりません。私も当日出席してももちろん分からなかったもので、周りの人に聞いたのだけれども、分からないと、この選考委員会に町はどなたが参加しているのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

まず、こちらの表彰につきましては、農業部門と商工業部門に分かれております。まず、農業部門につきましては選考委員8名おまして、その中に町長、副町長を含めまして農業委員会、JA佐波伊勢崎、伊勢崎地区農業指導センターの代表者などで構成されております。

商工業部門につきましては、町長、副町長と商工会、それから玉村町金融団の代表者で構成されている選考委員会となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 当日、来賓で出席していただいている方はどんなメンバーなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

来賓者の方なのですが、地元が選挙区になっている国会議員さんをはじめ県会議員さん、町の議長さん、伊勢崎市の商工会の会頭、それから交流都市でございます昭和村、茨城町、山ノ内町などの首長さん、それからそれに関連する議長さん、それから県立女子大学の学長さん、JA組合長など全て含めて10名参加していただいております。

そのほか招待者としましては、町の議員の皆様、農業委員会、区長会、JA役員をはじめ商工会関係者、それからライオンズクラブ、社会福祉協議会などの代表の方合計38名の方に参加していただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 特に例えば友好交流都市で昭和村とか茨城町とか山ノ内町、そういう方もお見えかと思いますが、そういう方に対して事前にこういう方が表彰されるというようなことを事前に何か説明みたいなことはされているのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） 事前に式典のご案内は通知させていただいているのですが、その通知の中にどなたがこういうことで表彰されますという事前のお知らせはしておりません。功労賞、それから奨励賞の方々の周知につきましては、式典当日にお名前とあと選考委員会の選考報告がございまして、そちらのほうで選考経緯については来場者の皆さんにお伝えしている経緯がございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） その選考経緯について、当日の説明も具体的な説明は何もなかったと思います。ですから、その場所に出席している方のほとんどがどういう方がどういう理由で表彰されたか

とある人と非常にさっぱりしてしまっている人とか、今度は個人情報とかその経歴の格差になって比較になってしまうのではないかというそういうところから議論が始まったようです。その中でも、今度は、ではその理由というところをしっかりとある程度載せていったほうが、本当にこの人の功績を皆さんが共有し、そしてたたえるのだということにはなると思いますので、そういう面も踏まえながら対応していくような形になるかと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 今年の県の総合表彰も5月3日に行われました。上毛新聞の1面を使って各分野で長年にわたって公共福祉のために尽力した個人と団体をたたえる制度ということで124人、2団体が選ばれました。そちらでも経歴等を含めて詳細に記述してあります。ですから、もちろん個人情報で制約される部分はあるかもしれませんが、功績、これはいい話ですから、できるだけ公表していただいて、みんなで一緒にお祝いできる、そんなことにしたいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

では、次の地域活性化起業人の活用についてお伺いします。こちらは2014年から始まっていて、今まで玉村町として制度活用を検討したことがあるのかどうか。現状、なぜ今の状況なのかについて説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

これまでに制度の活用を検討したことがあるのかというような話だと思いますけれども、より専門的な知識や経験を持った人材の活用という点、この起業人、もちろんメリットはあるとは思いますが、この制度を使って、ではどんな課題に取り組むかといったときに、その勤務体系と財源を踏まえた上で、現在2名の地域おこし協力隊員のほうが活躍していると思いますけれども、そちらのほうを優先して活用してきたということでございます。

地域活性化起業人の勤務体系といたしましては、派遣期間中の受入れ自治体の開庁日の半分を超えた勤務でよい、言い換えれば1年のうち半年間の勤務でよいということ、また月の半分でよいということ、これに加えてその給与につきましては、派遣元の企業が支払うということにはなっておりますけれども、実際は、その派遣元の企業との協定内容、企業とのマッチング内容によりまして、これらを含めた様々な条件を踏まえまして、町が特別交付税を国からもらった上で派遣元の企業に支払うこととなります。その協定内容によりましては、町の持ち出しにつきましても多分にあり得ることになっております。

実際には、地域活性化起業人に1人に対して上限660万円の特別交付税が措置される場所、地域おこし協力隊につきましても720万円の措置、さらに、より専門的な高いスキルを持った人材、

豊富な社会経験を積んだ人材に対しましては100万円の加算があるという有利な点もございまして、また地域おこし協力隊につきましては、職員と同じように毎日勤務していただき、地域の課題解決に向けて活動していただけるというメリットもあるということになっております。

いずれにいたしましても、国や県の様々な補助制度がある中で、そういった補助制度は何か町として取り組むべき課題があるときに、その手段として活用するものでありまして、その補助金を使うこと自体が目的になってしまったとしましたら、職員もたくさんの仕事を抱えていますので、本末転倒となってしまいます。企画課といたしましては、各課で何か取り組むべき課題があったとして、そのためにはより専門的な知識と経験を持った人材が必要だ、何かいい方法はないかといった場合には、地域おこし協力隊の活用はもちろん、地域活性化起業人制度もありますよということで、その活用を各課のほうに紹介し促していきたいとは考えているところでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 地域活性化起業人ということで新しい提案を私としてさせていただいたのですが、実は次の項目の企業版ふるさと納税もそうなのですが、玉村町として企業版ふるさと納税はよその自治体に比べてスタートが遅かったと、率直にこう思います。それで、この地域活性化起業人も2014年から始まっていて徐々に増えていると、先ほど説明もありましたが、全国で449の自治体が今活用を始めているということで、全体の4分の1強の自治体が今取組を始めているわけです。なおかつ、この場になって総務省が大幅に緩和をしてきたということで、いろいろ今、先ほど難しい点もあったと、積極的にできない理由も伺いましたが、ぜひ勉強していただきたいと。総務省はこれからなお一層、秋頃までの間に三大都市圏の約5万社を対象に個別の広報を行う、参加者や参加企業をさらに広げたい考えだということで、これは今年の4月の読売新聞ですが、総務省が今からさらに力を入れてこの事業を進めたいとこう思っているわけです。ですから、難しさがあるにしてもぜひ真剣に考えていただいて、チャンスがないかどうか。それから、今般、町としてデジタル化についてどう進めていくかというのがあったかと思いますが、福岡県の大川市ではLINEデジタル総合窓口、それから市民向けのデジタル体験会、そんなことをこの起業人を使って成功事例として紹介されている記事もあります。ぜひ利用する価値がないかどうかについて、皆さんと一緒に検討していただいて、少しでもあれば参加、これは別に計画が認可されるものではないので、やろうと思えばマッチングできればいつでもできる話なので、ぜひ取り組んでいただきたいと、こういうことをお願いします。

それでは、最後になりますが、企業版ふるさと納税の取組について伺います。今もちょっとお話ししましたが、企業版ふるさと納税は群馬県内の企業版ふるさと納税を活用した企業から県内自治体、県と25市町村への2020年度の寄附額は前年比の1.5倍の総額26億2,900万円、寄附件数は35%増の274件で、いずれも制度が始まった16年度以降で最も多かったと。地域と縁の深い

企業の大型寄附が目立った。制度が定着して関心が高まり、企業と自治体のマッチングが進んだためと見られる。県の戦略企画課は、寄附の増加について企業にとって意義があることとして、制度の理解が進んだのではないかと分析すると、こうあります。

役場からの先ほどの話もありましたが、この企業版ふるさと納税制度は6年度末ということで、来年の3月31日までの期限になっています。多分、今でも利用がどんどん増えているという状況の中で、また国は延長するのではないかと、こんな期待もあるのですが、現状、玉村町は令和5年度、例えば500万円を見込んでいたのですが、結果的に400万円を減額補正しました。令和6年度の予算についても、奨励事業として33万2,000円を計上していますが、寄附金の目標額は250万円です。その中で企業版ふるさと納税を推進するための民間企業とのマッチング業務を委託し、寄附企業の新規開拓と民間資本による財源確保を図り、地域創生課題の解決を推進するというのがその部分に対する事業概要の説明でした。

令和5年度の総務経済常任委員会の政策提言でも、返礼品を伴わず寄附を受けられる企業版ふるさと納税により注力することと、こういう提言をさせていただいています。その回答は、「企業にとっても法人税等の節減、軽減効果のある制度であることから、寄附対象事業を担当する課と連携して企業への積極的な周知に努めてまいります。また、今年度から導入した民間の支援プラットフォームを利用することで、これまで接点のなかった企業からの寄附受入れに向けた取組も行ってまいります」と、こうあります。この支援プラットフォームが今までどんな形の作業をしてきてくれているのか伺います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） その企業とのマッチングに関しまして委託事業ということなのですが、企業版ふるさと納税の納税サイトへの掲載のほか、寄附を募る際のプロジェクトの磨き上げですとか企業へのあっせんなどをしてくれるオプションもあるようなのですが、そちらのサイト、現在、なかなか寄附につながっていないような状況もありますので、サイトへの掲載の再構築を行っているところでございます。

しかしながら、企業のほうはあまりサイトの閲覧などは活発でないようですので、やはり自治体自らのシティセールス、こういうものが最善の方法、近道かと思われまますので、企業版ふるさと納税のサイト、こちらもちろん充実させたいとは思いますが、積極的に町長にシティセールス、トップセールスをしていただけるよう、今後、合間を見ながら日程調整をさせていただきたいと思いません。

私も4月に異動になったわけなのですが、実際、企業を回ってみたところ、企業版ふるさと納税制度そのものの自体の認知度、もちろん大手企業ですとか地域貢献に力を入れているような一部の企業などはご存じだとは思いますが、制度そのものがなかなか知れ渡っていないような状況

というのが現状なのかなと感じました。話をする中で、町外の企業さんは町外への寄附というよりも、もし寄附をするのであれば地域貢献としてまずは地元の自治体というような話もありまして、私も実際、個人版ふるさと納税は大変お得感があつてやってみたいとは思いつつ、でも町の貴重な税財源が減ってしまうということなので、職員としてもやっていいのかどうかというようなジレンマもあつて寄附はしていないのですけれども、やはりそんな愛町心といたしますか、企業にとりましても地域に根差した経営ということで企業版ふるさと納税のメリットを説明しても、地元自治体への遠慮みたいな感覚があるような感じが得られました。そんな状況もございますので、やはり足で稼ぐではないのですけれども、町外に本社があつて町内に支店のある企業、地域にゆかりのあるような企業に積極的に訪問して、制度の紹介をしながら理解を得るような方法、担当者のみならず、町長自らのシティセールス、トップセールスが大変重要なのかなと思いますので、今後も町長の予定を見ながら積極的に町長を連れ出して、一緒にシティセールス、トップセールスをしながら企業版ふるさと納税の成功につなげていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 最後におっしゃったこと、全くそうだと思います。私は、町内企業で頑張っていたきたいところ、ちょっと具体的に名前を挙げますと、東部工業団地にあるマックス、太陽誘電、前田道路、それから冬木工業等が非常に今業績も好調です。もうかなり長い間町におりますので、玉村町に対する愛着心も高いはずです。特にマックスにおきましては売上高860億円、営業利益126億、これは2024年の3月決算です。いずれも過去最高で直近4年間で更新をし続けています。地域活性化事業に貢献することで法人関係税が軽減される見込み等を十分説明した上で、町長、ぜひ地元企業に積極的に回っていただけないでしょうか。ちょうど2年前の6月、議会で私が早急に取り組むべきだとお話ししたときに、町長はなるべく早い段階で地域再生計画の認定を受け、企業からの寄附を募ってまいりたい、準備しているチャレンジな企画になる、私自身期待していると、こういうお話でした。町長、副町長をはじめ関係者が一丸となって、ぜひ残された期間はもしかしたら短いかもしれませんが、ぜひ成果を上げていただき、頑張っていたきたいと思います。町長僅かです。一言お願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） この4月から学校訪問もしているのですけれども、会社訪問ということで今名前が出たマックスさんにも行ってきました。もう經理の人も来ていましたから、それでもその制度を知っていて、考えているという話まで行っています。金額のことは分かりませんが、そのほかにも何社か回る計画もあります。それから、今度はまた別途の寄附という形で町に寄附していただく地元の会社もありますし、また大手の会社から自分たちの福利厚生の一環として町との関係を深

めていきたいという声も出てきていますので、地道に回り続けていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、3番松本幸喜議員の発言を許します。

[3番 松本幸喜君登壇]

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番松本幸喜です。議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどより、社会資本に対する投資と申しますか、道路整備、そういったことに関して昨日もいろいろな質問があつて重複してしまう部分というのも出てくるかとは思いますが、質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

まず1番、道路の整備状況について。車社会の玉村町にとって道路は重要な社会インフラである。しかしながら、現状における道路の整備状況を見ると、アスファルトが溶けて凸凹したり、穴ができて車の破損の原因になったりして交通に支障を来している場所も数多く見受けられる。また、学校周辺では、横断歩道の白線や車の停止線等が消えかかっており、通学路の安全確保がままならない状況になっている。特に通学路にあつては3年ほど前に学校周辺の道路の調査が行われ、PTAや各地区から改善を求める要望が多数寄せられている。そこで、現在の道路の補修状況について問う。

1、上毛新聞によると、昨年度、学校周辺の横断歩道等の補修工事のため、県が補正予算を組んだとのことであつたが、玉村町ではどの程度の道路整備がなされたのか。

2、停止線や道路標識及び道路整備に関する地区からの要望は何件あり、昨年度整備が終了した件数は何件あるのか。

3、町内の道路整備が進まない理由はどんなところにあるのか。

4、今後の町道の整備計画はどのようなになっているのか。

次に、都市計画事業基金について伺います。都市計画税は、都市計画事業や土地区画整備事業など、決められた一定の事業に使われる目的税であるため、利用目的に限られる。都市計画事業に充てた残りを都市計画事業基金へ積んでいるが、令和4年度の都市計画事業基金残高は既に2億5,194万2,000円に及んでいる。

そこで、次の3点について問う。

1、今までに都市計画税及び都市計画事業基金を活用して取り組んだ事業にはどのような事業があ

るのか。

2、今後、町としてはどのような事業のためにこの基金を活用していこうと考えているのか。

3、都市計画の見直しは行わないのか。

大きい問い3、農業振興地域の部分的な見直しについて伺います。3月議会での一般質問において、玉村町の農地は約70%という高い割合で担い手へ農地の集積が進んでおり、規模の拡大や農業の効率化が図られていることが分かった。しかしながら、集約が図られている地域は農業生産性の高い地域であり、農業振興地域内にあっても農業生産に適しているとは言いがたい場所も含まれている。こうした地区は農業振興地域であるがために新たな土地の利用が難しく、農地としての活用も進まない状況にある。そのため、農業生産に不向きな農地を農業振興地域から除外されるように働きかける必要があると思うが、どのように考えているか。

以上、3点について伺いたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、道路の整備状況についてお答えします。松本議員のご指摘にありましたアスファルト舗装が経年劣化し、ひび割れが生じている町道が数多く見受けられることにつきましては、町でも把握しており、重要度の高い幹線道路などについては、令和4年度に改定した玉村町舗装修繕計画に基づき計画的に修繕を進め、生活道路につきましては、地域からの要望に基づき安全性などの観点から優先順位を勘案し、修繕を進めているところです。また、職員による道路パトロールや町民からの通報により道路上の穴などを発見した場合には、早急に修繕を行い、事故が起こらないよう努めております。

まず、1点目の昨年度の道路整備の状況についてですが、部分的な補修を除いた全体の舗装の打ち替えや、側溝を整備した工事の道路延長は約1.7キロメートルで、工事費は約9,500万円になります。

次の2点目の停止線や道路標識及び道路整備に関する地区からの要望件数についてですが、まず停止線や道路標識に関する要望件数と整備終了した件数についてお答えします。

月田議員の答弁でもお答えしたとおり、停止線や標識などの交通規制に係る施設の工事は、群馬県警、群馬県公安委員会で管理しており、交通安全に係る施設の工事は主として町が行っております。昨年度、警察が管理する施設の要望は町に13件あり、その全てを伊勢崎警察に要望しています。また、警察に直接要望される区長もいるため、実際の要望件数はもう少し多いと思われます。令和5年度においては、伊勢崎警察から工事を担当する群馬県警本部に横断歩道12件、停止線8件の申請を行っているとのことで、受理した申請の中から群馬県の予算の範囲内で工事を実施しており、令和5年度以前の要望箇所のうち未実施の箇所も含めて、順次施工しているとのことです。

町が管理する施設に対しては、住民や区長からの要望が23件、小学校などの教育施設に関する要望は全小学校からいただいております。その中で、現地調査の上、危険度などの優先順位を検討し、令和5年度ではカーブミラーを新設8基、更新3基、補修7基を実施し、区画線や路面標示については6地区の工事を実施し、延べ3,746メートル換算の路面標示を設置しています。

そのほか車線分離標、注意喚起看板の設置も随時行っております。また、道路整備に関する地区からの要望の件数ですが、昨年度ありました地区からの要望は57件で、そのうち28件が舗装の補修や道路側溝の改修などの道路整備に関する要望であり、16件について対応済みとなっております。対応ができていない要望につきましては、引き続き、現場の状況や予算などを勘案し対応を検討してまいります。

次に、3点目の道路整備が進まない理由はどんなところにあるかについてですが、毎年、学校、警察、道路担当、交通安全担当で通学路合同安全点検を実施し、白線などの区画線が消えている箇所は早急な引き直しを目指しておりますが、舗装の状態が悪い場合は舗装工事後になってしまうため、対応が遅れてしまうことがあります。これにつきましては、舗裝修繕計画の対象路線であれば、工事年度を前倒しするなどして早めに対応するようにしておりますが、埋設されている水道管が老朽化し、布設替えの計画がある場合などについては、舗装工事は水道管の布設替え終了後になってしまうため、工事が遅れてしまうことがあります。また、予算は増やしているものの近年の人件費、資材価格の高騰により工事価格も高騰しており、15年前と比較すると設計価格は倍程度になっていることから、補修できる規模が縮小してしまっているのが現状であります。

最後に、4点目の今後の町道の整備計画はどのようになっているのかについてですが、補修修繕につきましては、令和4年度に改定しました玉村町舗裝修繕計画で定めた重要度の高い幹線道路など約45キロメートルのうち、早期に修繕が必要な箇所である約16キロメートルについて、年間1億円程度の予算で舗裝修繕を行っていく計画です。

また、計画路線以外のものについては、地区からの要望等に基づき、通学路など特に交通安全上の措置を必要とする箇所を優先しながら、道路整備を実施していく予定です。

次に、都市計画事業基金についてのご質問にお答えします。まず、都市計画税につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっております。そのため、当該年度でそれらの事業に充て切れない分につきましては、都市計画事業基金に積み立て、後年度の事業に活用することになります。

まず、1点目の今までに都市計画税及び都市計画事業基金を活用して取り組んだ事業はどのような事業があるのかについてですが、これまでに都市計画税及び都市計画事業基金を活用した主な事業としましては、都市公園では北部公園整備事業、都市計画道路では板井福島線や齋田上之手線の街路事業、土地区画整理事業では文化センター周辺地区土地区画整理事業があり、直近では高崎玉村スマートIC北地区工業団地の遺跡発掘調査にも活用しております。

また、都市計画税は、これらの都市計画事業や土地区画整理事業に係る起債の元利償還金にも活用できるため、償還年度の予算において該当する経費に充てております。

次に、2点目の今後、町としてはどのような事業のためにこの基金を活用していこうと考えているかについてですが、引き続き都市計画事業の起債における元利償還金に充てるほか、現在調査を進めている道の駅玉村宿南側の都市公園整備を事業化する場合には、その事業費にも活用したいと考えております。

最後に、3点目の都市計画の見直しは行わないのかについてですが、まずこれまで町が行ってきた都市計画の見直し、特に土地利用に係る部分についてご説明いたします。玉村町では、平成3年3月15日に市街化区域と市街化調整区域に区域を区分するいわゆる線引きを実施いたしました。その後、区域区分の見直しとしまして、工業系の土地利用としては平成19年に北部工業団地、平成21年と平成27年に東部工業団地の拡張、令和2年に高崎玉村スマートIC北地区工業団地を市街化区域に編入しております。住居系の土地利用としましては、平成26年に文化センター周辺地区の市街化区域編入を行い、県全体で5年に1度行われる定期的見直しに加え、随時の見直しも行ってきております。

今後の都市計画の見直しについてですが、令和7年度に県全体で行われる第9回線引き定期見直しの際に、旧両水跡地周辺の市街化区域への編入を予定しており、現在、農林調整に関する国、県、関係機関との協議が完了し、今後は本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会などの手続を行っていく予定となっております。また、東部工業団地の北東地区について、市街化区域への編入を目指し、現在、土地利用計画や課題の整理などを行っているところです。

今後も玉村町における都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、引き続き都市計画の見直しを実施していきたいと考えております。

最後に、農業振興地域の部分的な見直しについてお答えします。まず、農業振興地域は、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として、国の農用地等の確保等に関する基本方針に基づき、県が策定する農業振興地域整備基本方針により指定された地域になります。玉村町の農業振興地域は、群馬県の基本方針において、都市計画法による市街化区域を除いた全区域が指定されております。そのため、農業振興地域から外れることは、市街化区域への編入が前提となるため、農地の利用状況を根拠とした区域の変更は難しいのが現状です。

なお、農業振興地域の指定を受けた市町村は、農業振興地域整備計画を定め、集団性の高い農地をはじめ、農業生産基盤整備などを積極的に図るべき農地や生産性の高い農地など、農業利用を今後も確保すべき農地を農振農用地として指定しております。農振農用地において農地以外の利用を目的とした土地利用転換などを行う場合は、農振農用地から除外する必要があります。除外を行うためには、原因者が申出を行い、その農地が農業振興地域の整備に関する法律に規定されている6要件を全て満たした場合のみ農用地利用計画が変更され、当該農地の除外が容認されることとなりますので、ご承

知おきくださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、道路の整備状況についてということで、この辺につきましては新井議員や昨日の月田議員からもいろいろな質問が出ているかと思えますけれども、絞った形で幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

町道でも1級、2級、その他の道路とあって、今、町民の何人かの方からはいろいろ要望を伺っているのですけれども、生活道路における要望というのが非常に高いように思われます。道路の補修で穴を埋めたりなんなりという簡単なものについては、本当に迅速によくやっていただいているなというふうに思うのですけれども、日常の生活の中で町の基準からすると、どちらかという要件としては低い内容になるのかもしれないのですけれども、その周辺に住んでいる方にとっては、人数は少ないかもしれないのですけれども、重要な舗装ですとか道路の管理というものを求めている声というのも聞かれるわけなのですが、その順位性というのはどのような形で具体的に言うところにつけられているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

生活道路等につきましては、区のほうからよく要望が上げられてきます。そういった中で職員のほうで現場の確認をしまして、その劣化状況とか、あとは受益を受ける方がどのくらいいるとか、そのようなことで判断をします。どうしてもその予算に限りがあるものですから、優先順位をつけざるを得ないというような状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 舗装ですとかそういうものに関しても、利用頻度はそれほど高くないという場合については、舗装の仕方等でも大分違いがあるかと思うのです。その辺はどのような形で舗装のランクというのですか、工事のランクというのがつけられているのではないかと思うのですが、その辺の状況を説明していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 令和4年度に舗装修繕計画というものを立てていました。こちらについては、交通量の多い幹線道路とか重要な路線ということで、そちらについて路面性状調査というものを行いました。そういった調査結果によって、舗装の劣化具合などを調べまして、あとは工法の関係、交通量の多いところについてはアスファルトを剥がしてまたやり直すのではなくて、下から改良

したほうがいいとか、そういった劣化状況を見ながらやっているところです。

一番のランクとしては路盤改良ということで、アスファルトを剥がして、ただアスファルトをまたやり直すのではなくて、その下の路盤という基礎となるところ、そこが弱かったりすると、幾ら表の舗装だけ直しても、また大きなトラックとか通ったりするとへこんでしまうものですから、そういった交通量が多かったりすると、傷みが激しいところについては、路盤改良ということで舗装を剥がして、さらにその下の砕石等が入っているところ、そういったところについてセメントを混ぜ合わせたりとか、そういう路上路盤再生とか、そういったものを行います。それが一番ランクが高いやり方で、その次は表層を剥がしてもう一回やり直すというような切削オーバーレイという形となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 未舗装の町道、そういったところはどのくらいの距離というか、長さはあるか把握されているでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 距離はちょっと把握していませんけれども、まだ未舗装のところがあるということは認識しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） どうしても順位が下がってしまったというようなことはあるかと思うのですが、やはり切実な部分というのが非常にありますので、何らかの形でちょっと別枠で予算が取ればそれにこしたことはないかなとは思いますが、その辺が生活に密接に関わっていればいるほど、やはりその満足度といいますか、そこまで目が届いているのかというような疑問を持たれる方たちもいらっしゃいます。行政のほうに問合せをすると、ちゃんと認識はされているのです。もちろん予算の関係がありますし、その重要度によってというようなところは重々分かるわけですが、そういう中でやはり行政のほうに声が届いているかどうかというようなことも含めて対応ができるものについては、ぜひ心配りをしていただけたらというふうに思います。

結構、町道の中でも生活道路ということで自分たちで管理をしていると、夏草との格闘をしている方たち、結構話は聞いているのですけれども、ただもう年齢的にも大分上がってきています。今まで自分たちが使う道路だから自分たちで管理をしていたと、ただもう最近はなかなかそれすら難しくなっているというような、そういう声も聞いているので、ぜひそういう部分も含めて考慮した評

働をしていただけたらということと、今、こういう状況になっているよというようなところをもうちょっと発信していただいて、区長さんとかそういうところにあとどのくらいで順番来ますとか、もし言えるようであれば、そういう情報公開も多少はしていただけるようになると、我慢のしようもあるのかなというふうには感じます。

次なのですけれども、都市計画事業基金についてです。いろいろな形で北部公園ですとか北地区工業団地ですとか、そういうようなところで利用されているということなのですけれども、これも道路の補修に関わるのですが、町内の道路、それに対して例えば停止線ですとかそういったものすら、今消えてしまっていてなかなか補修がされていないというような状況で、意図としてはそういう都市計画事業基金をこういったものに活用ができないものかなと思って質問したのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 都市計画税の事業基金についてなのですけれども、町長の答弁にもありましたとおり、目的税ですので一応それに合致をしていないと、こちらの基金のほうも使えないということでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ということで、積み増しだけされているのではなくて、今後の活用という方向性も、両水の周辺の開発というようなところ、または道の駅周辺の都市公園の開発というようなところであるということが分かりましたので、目的税ということで都市計画基金というのがなかなか利用できないというようなところはあるのですけれども、いろいろ今まで人に対する投資というのは随分されてきたように思うのです。例えば給食費の無償化にしてもそうですし、医療費の無償化、高校生までの無償化ですとか、そういうような人に対する直接的な投資というのが非常に行われてはきていると思うのですけれども、今度はインフラの部分、その辺が非常に玉村町は逆に弱くなってきているのかなというふうに感じます。

やはり生活を支えるというところで、インフラ整備というのは非常に必要になってきていると思いますので、ぜひその辺も今後考えていく必要があるかと思えます。ぜひその辺の財政的なものも非常に必要になってくるとは思うのですけれども、ぜひそちらのほうに力を注いでいただけたらというふうに思います。

次、3番目の農業振興地域の部分的な見直しについてということですが、これについてもなかなか農業振興地域からの枠を外すということ自体が難しいというようなことはよく分かりました。ただ、農業の集積ができない農地については、担い手がないというようなところで、荒れるに任せる状況になりつつあるのではないかなと思うのですけれども、そういった地域に対する手だて、計画という

のはどのようなものがあるでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問にお答えいたします。

今現在、農地の集積につきましては、担い手認定農業者をはじめ新規農業者、そちらの方に就農、いわゆるその土地を耕作してもらうという集積につきましては、現在73.2%ということで県内でもかなり上位のパーセンテージを占めております。今後は土地の集約、その担い手の方がさらに耕作を拡大できるような形で土地の集積というところも今後も進める必要があるのですが、ただ、今現在の懸案事項としましては、担い手不足というところもございますので、そういった新たな担い手不足を解消するための新規就農者の確保、それから認定農業者のさらなる拡大、それと併せて農地の集約も図っていくことが必要かと考えております。こちらにつきまして計画的に進めていく必要があるかと思えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） その部分については大変進んでいるのではないかなというふうに思うのですが、今度は今農地にどちらかというところと適さない、そういった農地が、振興地が置き去りになりつつあるというのですか、手が入らなくなりつつあるというところが地区的に見受けられるのですけれども、今農業はいろいろ技術的に進んでいって、スペースさえあれば、例えばハウス栽培ですとかそういうような形で土地の状況を抜きにして農業というのが成り立つような技術的な環境になりつつあると思うのですけれども、そういったところの誘致、企業化された農地の農業企業の誘致というようなことは考えていないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

こちらにつきましては農業系の企業誘致ということにつきましては、今後例えば水がなかなか来ないであったりとか、あとは水の保水能力が不足しているとか、水稲にはなかなか使えないけれども、ほかの園芸であったりとかそういった農業に適している農地等もございます。そういったところにつきましては、適地適作というところを基本としまして、例で言いますと畑地化の推進であったりとか、あとはさらに先ほどおっしゃられたとおり、農業系の企業の誘致、そういったところも視野に入れて今現在、農地の集約、そういったところも進めている状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 候補に挙がっているような企業さんというのは、名前は挙げられないかもしれませんが、あるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

そういったお話の企業は、現在打診の打診の段階ですが、こういったところで土地を探しているというお話をもういただいている企業様がありますが、ただ今後、国の許認可であったりとか、あとは群馬県の許認可、それから関係法令、そういったところも全部精査しつつ、進出が可能かどうかということとをさらに精査する必要がございますので、現段階ではお話が1件ある程度でまだ確定はしておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 国道354号沿いにイチゴの栽培農家が3件ほどできて、新しい農業の担い手の形というのはできつつあるのかなというふうに思います。開発といっても限りがありますので、やはり農業という生産基盤を確立できるような方策というのは今後求められてくると思いますので、ぜひその辺に注力していただけたらというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時5分に再開します。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） 1番羽鳥光博です。議長の許可が出ましたので、質問通告に従って質問させていただきます。

冒頭、昨今の経済情勢といいましようか、今月から定額減税4万円、所得税3万円と住民税1万円が始まりまして、政府は給与明細に額の明示をして、よく国民に周知をしてデフレ脱却を目指した方針を打ち出していて、給与担当者はそういった作業に追われているところかと思っておりますけれども、これは国民全員に対しての減税というようなことで、例えば私の家でいえば女房が被扶養者ですから、

同一生計の配偶者ということで4足す4で8万円、もし子供や扶養する親がいれば、その2人も加えて四四、十六万円ということで大変大きな額なわけですがけれども、片や電気、ガスの政府の補助金が5月末で打ち切られて、電気と言えば6月の使用料、7月請求分から、全国的に電気代が上がるというふうなことで、経済紙を読んでいますと、モデル家庭の平均的な使用量の料金、消費税込みで例えば東京電力ですと6月使用分が392円上がって8,930円となるということですから、今年の夏は猛暑の中でも夜はエアコンをつけっ放してられないというような状況になるかと思しますので、定額減税もあれば電気料金の値上げもあるということで、生活苦はなかなか拭い去れないところかと思えます。

私の質問は4問のうち3問は全てお金のことでございます。予算的な支出をお願いしたいとか、水道料金についての説明をお願いしたいとか、ふるさと納税をもっと増やして町の財政を豊かにしてほしいとか、1つはこれから話す個別避難計画についてでございますけれども、前置きが長くなりましたけれども、順次、質問通告に従いまして質問したいと思います。

個別避難計画作成の推進についてでございます。令和5年度に改定された玉村町の地域防災計画では、避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務が定められているところでございます。このことにつきまして、初めに（1）番として、この努力義務の根拠は何かということで、災害・防災に関連した法制度や上位計画の中何を根拠にしているのか。

次に、（2）番として国や群馬県からの指示・通知・モデル計画といったものが示されているかということです。

（3）番、個別避難計画の作成とその内容についてです。

1つは、作成主体はどこが作成するのか。

次に、作成対象者は、各区長に配られている避難行動要支援者名簿記載者か。この記載者何名中何名くらいの個別避難計画を作成予定としているのか。その作成期限は任意であるのか。現在、何名の個別避難計画が策定済みであるのか。

（4）番として、個別避難計画作成への取組についてでございます。現在、町では防災・福祉等の関係課が一体となってモデル地区を定めて取組を開始しているが、その内容はどのようなものであるか。今後、他の行政区にも個別避難計画作成を広めていくのか。

最後、（5）番、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、その整合性を図ると玉村町地域防災計画に記載がございます。地区防災計画の作成主体は誰か。町には地区防災計画を定めている行政区はあるのか。これが1番目の質問でございます。

2番目に行きます。ふるさと納税の寄附受入れ増に向けた取組の強化ということで、令和6年5月2日の上毛新聞に、2022年度のふるさと納税の、これは個人の納税です。県内市町村の実質収支試算額の一覧が掲載されました。玉村町は8,325万円の黒字、3市が赤字、これは高崎市も含まれています。人口1万1,000人の千代田町が16億8,843万円の黒字、玉村町と友好交流都

市協定を結んでいる人口7,000人の昭和村が5億7,570万円の黒字、黒字の町の担当課への取材記事には、増収分は基金に積み立てて中学校の建て替え準備や小中学校の入学祝い金など子育て支援に活用すると。また、赤字の市では、「市民が他の自治体に寄附するのを止めることはできないが、厳しいけれども、寄附の受入れを増やす努力を続けたい」と嘆くと、そういった記事がございました。

そこで、玉村町の寄附受入れ増に向けて、何点か質問を行わせていただきます。

(1) 番、ふるさと納税の寄附があっても、地方交付税の制度上、寄附金が臨時的収入として地方交付税の算定に反映されないため、地方交付税が減ることはない。また、多額の寄附を集めて黒字であっても、地方交付税法に基づき、ふるさと納税による住民税の流失分の75%が地方交付税で流失自治体に補填されるため、寄附による黒字を積み増すことになる。玉村町の2022年度の町の寄附受入額と差引き額となる返礼品等の経費、そして2023年度課税の市町村住民税控除額、それから加算額となる交付税措置される控除額の75%のそれぞれの額は幾らか。

(2) 番、町はふるさと納税の寄附金を特定目的基金に積み立てているか。その額は令和4年度でどれくらいか。基金を活用した主な事業は何か。

最後の(3)番に行きます。令和5年度の個人版ふるさと納税寄附総額と、令和4年度のその額、この額は1億6,930万1,000円でございます。その比較額はどれくらいか。その差額が出た要因は何か。差額を改善するための手だては何か。

次の3番目の質問に行きます。これも今までの議員さん皆様からご質問があった内容で重複しますが、やらせていただきたいと思います。

道路・水路補修等の社会資本整備予算の充実強化について。住みよいまちを目指し各区長等から要望書が出されている道路・水路・町営住宅等の補修改良等の事業要望に応えるため、町はもっと予算を増やして積極的に応える必要があると考える。このため、町の積立金を財源に今後投資的経費を増やし、町の社会資本整備の充実、強化を行うべきである。町の積立金は、平成28年度の24億円から令和4年度には39億5,000万円まで積み上がっている。特定目的基金のように用途が限定されるものについては、事業計画を立てて執行し、また県の補助金内示があったものについては、事業者の要望を聞き、基金を財源に町単独補助を行うなど積極的な財政運営を行い、年度途中でも補正予算を組み、切れ目のない公共事業の執行に努めるべきであるとする。

そこで、令和6年度当初予算における町の方針と現状はどうか。また、今以上に投資的経費を増やしていくことは、町の財政運営上、財政指標上、何か支障が生じてくる可能性があるのか。

最後の質問の4番目です。水道料金の改定についてでございます。玉村町水道事業料金の基本料金減免と料金改定について質問を行います。

昨年12月議会で私は質問をし、町から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和6年度水道料金の期間半年間の減免を実施する」と答弁がありました。また、「実施時期はシス

テム改修後、新年度の早い時期に実施したい」との説明もございました。実際に、基本料金減免の実施時期はいつから始めて期間はいつまでなのか。町が決めた3回分の基本料金減免であるのか。

次に、2つ目、今後の料金改定の実施時期と改定率をどのように見込んでいるのか。

3つ目です。玉村町水道事業給水条例に基づく水道料金改定議案は、いつの議会に議案提出を行う予定であるのか。

最後の4つ目に行きます。水道料金と密接な関係にある玉村町下水道条例に基づく下水道使用料については、昨年の6月議会で質問を行い、「将来的には値上げの必要はある」との町の答弁があったが、現在、具体的に値上げの見込みを立てているのか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、個別避難計画策定の推進についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の努力義務の根拠等について、災害・防災に関連した法制度や上位計画中、何を根拠にしているのかについてですが、令和3年に災害対策基本法が改正され、全ての市町村は災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者などの避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが自治体の努力義務と位置づけられました。

次に、2点目の国や群馬県からの指示・通知・モデル計画といったものが示されているのかについてですが、群馬県では令和3年に災害時における避難の基本的な考え方である群馬県避難ビジョンを作成しています。その中において要配慮者対策として、地域と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成を重点に掲げ、優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促しており、当町におきましても、内閣府の個別避難計画作成モデル事業の指定を受けている地区への視察を行い、個別避難計画の作成に取りかかっているところであります。

次に、3点目の個別避難計画の作成と内容についてですが、個別避難計画の作成主体につきましては、各自治体が主体となって作成することとなります。また、作成対象者につきましては、羽鳥議員のおっしゃるとおり、各区長へお配りしている避難行動要支援者名簿に記載されている全員が対象となります。現時点におきまして、名簿に記載されている人数は675名となっており、その全員の作成を目指すこととなります。計画の作成期限につきましては定められておりませんが、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画については、令和7年度末までに作成することを目標としています。個人や地区の状況も様々であることから、可能な範囲で作成に取り組んでいきたいと考えております。なお、現時点での計画作成完了者数は4件となっております。

次に、4点目の個別避難計画作成への取組についてですが、町では令和4年度に環境安全課と健康福祉課によるプロジェクトチームを発足し、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得ながら、個別

避難計画の作成を進めており、今年度より川井地区をモデルケースとして地域支え合いマップの作成に取りかかりました。

この取組は、内閣府の個別避難計画作成モデル事業の指定を受けている榛東村における村と社会福祉協議会の取組の実例を参考としており、地区の中において、要支援者がどこにいて、支援が必要なのかどうか、誰が支援をするのかといったネットワークづくりから始めようというものです。これらの取組が、個別避難計画の作成や逃げ遅れによる犠牲者ゼロへとつながるものと考えており、他の地区へ広げていくことも検討しております。

最後に、5点目の地区防災計画の作成主体と地区防災計画を定めている行政区はあるのかについてですが、内閣府の地区防災計画ガイドラインによれば、地区防災計画の作成主体は地区の実情に合わせて、実際に防災活動を行う地区居住者等のほか、自主防災組織の役員等において計画作成を行うこととされております。

また、地区防災計画が作成済みの地区において個別避難計画を作成する場合には、町は計画の整合性を取る必要があるとしております。なお、現時点におきましては、町内行政区において地区防災計画を作成済みの行政区はございません。

次に、ふるさと納税の寄附受入れ増に向けた取組の強化についてお答えいたします。

まず初めに、ふるさと納税と地方交付税に関する制度上の仕組みと具体的な金額等についてお答えします。羽鳥議員のご質問のとおり、現在の制度においてふるさと納税の寄附金は、地方交付税の算定における基準財政収入額に算入されないため、全てが町の財源となります。実際の収支は、返礼品等の経費を考慮しなければなりません。寄附金が増えることによって地方交付税が減額されることはございません。

一方、町民が他の自治体にふるさと納税を行った場合の寄附控除による町民税減収分につきましては、その控除税額の約75%が基準財政収入額から減額され、結果的に地方交付税が増加することになります。具体的にご質問の年度におけるそれぞれの金額をお答えしますと、令和4年度の町のふるさと寄附受入額は1億6,930万1,000円、同年度の返礼品等の経費は7,154万7,629円であり、寄附金から返礼品等の経費を除いた額は9,775万3,371円となります。

また、令和5年度の町民税控除額は5,749万1,896円でした。この控除税額に対する地方交付税の増額は、令和6年度の地方交付税にて反映する仕組みとなっておりますが、実際の算定では控除税額の75%がそのまま増加するわけではなく、仮に令和5年度の交付税算定式に当てはめて試算しますと、増加分は約4,240万円となります。これらにより収支の年度は異なりますが、令和4年度のふるさと納税による町全体の収支としては、おおよそ8,266万円のプラスであったと考えられます。

なお、昨年10月に行われた国の財政制度等審議会において、現行の仕組みではふるさと納税が増えるほど国の負担が大きくなるため、将来的にはふるさと納税を一般財源として扱うことを検討すべ

きとの提案もあり、今後の推移を注視しているところでございます。

次に、ふるさと納税に係る特定目的基金についてお答えします。まず、個人版ふるさと納税につきましては、指定していただいた目的に沿って全て当該年度の事業に充当しているため、基金に積み立てることはございません。一方、企業版ふるさと納税につきましては、特定の目的ではなく、特定の事業に対する寄附であるため、その事業が複数年度にわたる場合や寄附の受入れ年度と事業の実施年度が異なる場合に対応するため、玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金を設置し、運用しております。令和4年度末現在高は110万円でしたが、令和5年度の実施事業に全額充当しております。

次に、令和5年度の個人版ふるさと納税寄附総額と令和4年度の額との比較額ですが、令和5年度の寄附総額は9,513万2,900円となっており、令和4年度より約44%減少した結果となりました。この減少が発生した要因としては、物価高騰とふるさと納税制度の大きな改正が令和5年度中に行われたことに起因します。物価高騰により返礼品提供事業者の返礼品代金値上げ要望に応えた結果、寄附額も上げざるを得ない状況となり、他の自治体との価格競争に遅れを取るという結果になりました。また、総務省の制度の大幅な改正により、募集に係る経費及び返礼品基準の厳格化が行われ、全体の寄附額をさらに上げざるを得なくなり、状況は悪化する一方となりました。

さらに、令和5年10月から制度改正が行われることになり、9月末までにふるさと納税をしたほうがお得とのキャンペーンが各報道で出され、全国的に9月末までのいわゆる駆け込み需要が発生しました。玉村町の返礼品提供数で主要な部分を占めているイチゴの返礼品が9月までには収穫見込みが立てられないため、申込みを開始できず駆け込み需要の波に乗れなかったことも減少要因の一つでございます。

差額を改善するための手だてといたしましては、返礼品数の増加、高額納税者向けポータルサイトへの掲載開始、新規寄附者獲得のための広告戦略などが挙げられます。物価高騰や制度改正により返礼品数が減少してしまいましたので、新規返礼品の開拓や一時返礼品の提供を中止していた事業者に再度提供を依頼することをまず地道に行ってまいりたいと考えます。今年度になってから既に物価高騰により返礼品を一時提供中止していた事業者に再開のお話をさせていただいたところ、再開するとのご意向をいただき、既に掲載再開の手続を進めております。

新規返礼品の開拓については、今年度既に幾つかの事業者と接触し、返礼品についての打合せをしております。しかし、総務省の返礼品基準の厳格化があったため、今まで返礼品としての提供が可能であったものが提供できなくなっております。さらに、募集に係る経費も厳格化されたため、宣伝・PRに難航している面もあります。

また、高額納税者向けの寄附ポータルサイトへ返礼品掲載を検討し、高額返礼品の提供を行い、寄附1件当たりの寄附単価を高くすることで送料の実質削減などが行え、送料に負担がかかっている他の返礼品をより提供しやすくしたいと考えています。

広告の戦略につきましては、マーケティングで言われている消費者購買行動のA I S A S、このA I S A Sを意識して、最小限の費用で最大の効果を得られるよう、検索連動型広告などで新規寄附者を呼び込むことや、一度町へ寄附した寄附者がリピートして町へ再度寄附していただけるよう事業者と協力してまいります。

いずれにしましても、今年度は歳入予算を1億5,300万円とし、目標設定をしておりますので、その目標を達成できるよう努力してまいります。

次に、道路・水路補修等の社会資本整備予算の充実強化についてお答えいたします。まず初めに、玉村町の一般会計全体における基金現在高につきましては、平成23年度末に45億2,785万5,000円あったものが、平成30年度末には20億7,368万9,000円まで減少いたしました。その後は増加傾向に転じ、令和4年度末の現在高は39億4,657万8,000円となっております。

特に令和3年度、令和4年度において基金現在高が増加しましたが、その要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な事業が中止・縮小されたことなど、歳出が減少したことと、歳入面では国の税収が過去最大となり、地方へ配分される各種交付金や地方交付税が増額されたことが挙げられます。さらに、令和4年度につきましては、法人町民税が5億円以上の増額になるなど、特殊な要因が重なった結果、予定していた財政調整基金を取り崩すことなく、一部の基金については、将来の事業に向けた積立てが行えたものと考えております。

なお、令和5年度につきましては、様々な事業がコロナ前の状況に戻ったことや、法人町民税や一部の交付金が見込額を下回ったこと等により、当初予定していた6億円の財政調整基金は全部取り崩す予定です。

これらのことから、令和3年度、令和4年度が特殊な財政状況となっており、令和5年度が通常ベースに戻ったものと認識しております。その上で、令和6年度当初予算につきましては、物価や賃金の高騰により、あらゆる行政サービスのコストが増大する中、新たな課題や住民ニーズにしっかりと対応するため、道路・水路補修等の社会資本整備についても予算を増額し、土木費全体では前年度比26.3%増としたところでございます。

また、基金の活用につきましては、財政調整基金について不足する財源の確保として7億円を取り崩すとともに、その他特定目的基金につきましても、一般財源確保の観点からも活用できる事業については積極的かつ計画的に活用しております。

また、今以上に投資的経費を増やした場合に、町の財政運営、財政指標上、何か支障が生じるかとの質問でございますが、投資的経費に充てるため、さらに財政調整基金の繰入額を増やした場合は、実質単年度収支や実質公債費比率等の悪化等が懸念されますが、単年度ではなく、長期的な財政運営を考えたときに、指標の悪化よりも財源に余裕がなくなることで、当初予算の編成が厳しくなり、将来的に今までと同水準の行政サービスが維持できなくなる懸念がございます。

これらのことから、補正予算等によるさらなる基金の取崩しは、持続可能な行財政運営を確保する観点から慎重に判断する必要がありますが、区長要望等の出ている道路・水路等の補修・改良につきましては、令和5年度決算における繰越金等の状況や個別事業の緊急性や優先度等を判断した上で総合的に判断したいと考えております。

次に、水道料金改定についてお答えします。まず初めに、1点目の水道料金の基本料金減免事業についてですが、令和6年度の7月請求分から12月請求分までの全6回分の基本料金が減免となります。今回、基本料金減免事業の通知を作成し、6月検針時及び7月検針時に検針票と一緒に配布いたします。また、新しく水道を使用する方々には随時通知します。

次に、2点目の今後の料金改定の実施時期と改定率をどのように見込んでいるかについてですが、料金改定実施時期は令和7年4月1日、改定率は20%を想定しております。

次に、3点目の玉村町水道事業給水条例に基づく水道料金改定議案は、いつの議会に議案提出を行う予定であるかについてですが、水道料金改定議案は令和6年9月議会に上程させていただく予定となっております。議案上程までの流れについてですが、まず本年4月から5月に実施した水道料金改定案のパブリックコメントは意見がございませんでした。今後、玉村町水道事業及び公共下水道事業運営審議会を開催し、再度料金改定案をご審議していただくとともに、町に対する水道料金改定についての答申内容を協議してまいります。答申内容が決定しましたら、審議会から町に答申され、町はその答申を受けて条例改正議案を作成いたします。

最後に、4点目の下水道使用料に関し具体的な値上げの見込みを立てているかについてですが、具体的な値上げ幅の時期については未定です。ただし、値上げ自体は避けて通れない状況と認識しています。現在、下水道事業について経営戦略の改定を行っておりますが、一般会計繰入金削減や経費回収率の向上が課題となっております。収支計画を策定する上で、適正な使用料収入を確保することが求められますので、具体的な検討を行ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 私も毎回質問項目が多くて文章も長いのですが、今回は特に答弁を懇切丁寧にしていただきまして、誠にありがとうございます。

第2質問をさせていただきますけれども、最初の個別避難計画作成の推進についてでございますけれども、努力義務であるというふうなことですけれども、一応町は令和7年度末に675名、要支援者名簿に載っている全員の個別避難計画を策定する予定であるというようなことで、現在は4件であるというふうなことですけれども、この策定は大変難しい面がありまして、果たしてこれだけの人数を目標にしていますけれども、実質のところ町はこのうちどのくらいを予定していますか。7年度末でこれだけの人数全部をそろえるのは、相当難しいのではないかと思います。そこら辺は実のところどうですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 羽鳥議員のご質問にご回答いたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、努力義務なのですけれども、令和7年度末にまで作成する個別避難計画につきましては、優先度の高い避難行動要支援者についてということで、全員とはちょっと申ししていないような形です。そのうち自主避難できない方というのは、多分100名いないくらいだと思いますので、まずその方々ということで考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 本人の希望も取ったりご家族の希望も取ったり、支えていただく方々の話を聞いたりしながら作成することになるかと思うのですけれども、作成主体は町である。その過程において、例えば地元の区長とか民生委員・児童委員の方とか、そういう方々への計画づくりに当たっての協力のお願いとか調整とか、そういうふうなことはどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えします。

各自治体が主体ということで、環境安全課と健康福祉課でプロジェクトチームをつくりまして、現在、福祉避難所班と移送班と支え合いマップ班ということで3班に分かれて、今、個別避難計画のほうをつくらうとしておりますが、もちろんその職員だけではできませんので、区やケアマネジャー、福祉関係の職員や団体、あとは民生委員の方ですとか、様々な人から情報収集をして作成していきたいと思います。あくまでも情報収集ということで、つくるのは町ということで考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 課長さんの答弁の中で、つくるのは町、行政当局であるというふうなことで、そこら辺のところを区長や民生委員・児童委員や地域で支え合っているケアマネさん、そういったところに非常に重点を置いてお願いするというのではなくて、主体的な立場を強調されていたので、大変かと思いますが、よく地域と連携を取っていただく等してつくっていただきたいと思います。

それで、川井地区がモデル地区で非常に進めておって、ネットワークづくりをして、地域支え合いマップをつくりながら、その個別避難計画に結びつけていきたいということで、そういうのができたら、各行政区のほうにも広めたいというようなお話でしたけれども、もう少し具体的に説明して

もらえますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） それでは、支え合いマップについては、健康福祉課、私のほうから今どのような状況なのかということを説明させていただきます。

まず、川井地区にお願いしたというところは、民生委員の現会長の地元であるということで、会長さんも理解を示してくれているというところ、それから防災ボランティアのような方たちの活動がうまくできているというところで、ちょっとお願いできないかということで行いました。

この支え合いマップというものは、どこにどんな人がいて、その人にどんなお手伝いが必要なのか、そして誰がそのお手伝いができるのかというようなことを地図上に落として可視化をしていこうというものであります。避難先を、ではその人をどこに避難させて誰が連れていくのかとか、そういったところまではちょっとまだ想定はしていなくて、そこまで地域の人で考えましようとなると、ちょっと荷が重いかなというところもあるので、まだそこまでのことは想定をしておりませんで、声をかけるだけでも支援だよというような視点でつくっていきたいと思っております。

まずは、よりよいコミュニティーづくりのツールになればということで、それが最終的に災害時にも役立てればいいねというようなスタンスでつくってみたいと、まだ正直具体的に進んではないのですが、これからそういったスタンスでつくっていきたいと思っております。

ほかの地区にもそういったものを広げていきたいとは思いますが、全ての地区でこの支え合いマップづくりというのが適切な方法なのか、効果的な方法なのかと考えると、ちょっと合う合わないがあるのかなというところもあるので、様子を見ながら進めていければと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 令和3年に県のほうから個別避難計画に係るビジョンが通知されて、県のほうでもその個別避難計画を法令にのっとって推奨するというようなことで、今課長がおっしゃられましたその地域支え合いマップ等がこういった県が示したビジョンにのっとったものであって、それが個別避難計画にスムーズに移行できるのであれば、事務の手續とか計画の整合性を取る中でも合理的かと思いますがけれども、そういった点も踏まえてやっていただきたいと思えます。

もう一つ、この件について質問させてもらいますけれども、出来上がった個別避難計画の周知というのは、地元の区長や民生委員・児童委員とか地域の班長とか、まさに地域に住んでいる方へどうやって周知されるのですか。これは、秘密にすることではなくてみんなに知ってもらわなければいけないような問題だと思うのだけれども、いざというときに、そこら辺はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

あくまでも個別避難計画につきましては、個人の希望があると思いますので、個人の希望でどこまで教えていかもちょうと聞き取りますので、その範囲まで教えるという形にしなければならないと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） では、次の個人版のふるさと納税の関係について質問させていただきます。

私は、ふるさと納税につきまして先ほど申し上げましたように、これは2022年度のふるさと納税の県内全体の試算一覧が、先ほど申したいろいろな収支、経費を差し引いたり、地方交付税で出ていった額の75%が補填・充填されて足し前されるとかということで、実質収支的に、例えば友好交流協定を結んでいる昭和村が5億7,570万円とか、玉村町よりも人口が多くて、大泉町が一番大きいのですが、2億4,200万円とか、玉村町はさつき町長の答弁があったように8,300万円弱程度だったのです。千代田町は特殊で1億6,800万円程度の黒字額があるというふうなことで、大変な額だと思うのです。例えば玉村町は令和6年度の一般会計の当初予算で町税が4.5億円、大体歳出が1.24億円ですから36%、4.5億円で町税を見ている。この千代田町がこれで1.6億円ということは37%くらいふるさと納税のお金で稼いでしまうわけですから、これは経費を差し引いた後の額ですから、やはりここは力を入れて、国がこういう制度をつくったのなら、これに乗ってしっかりその黒字を増やすようにすることが、これは商売ではないのか、営業ではないのかと言われたって、こういう制度を総務省が法令を整えてつくって、しかも地方交付税の制度まで巻き込んでやっているわけですから、これは公務員として積極的に取り組む筋合いのものかと思っております。

そこで、私、昨晚、玉村町が1つのサイトを増やして4サイト、ふるさと納税の商品のラインナップをしたというので、さとふるを見ました。1.6億円稼いでる千代田町は、このさとふるのサイトで見ますと、8ページ、1ページ30件商品がラインナップされていまして220件ありました。サントリーの商品が9割、ほとんどサントリーの商品で、時々たまビールのおつまみになるようなお肉が添えられていました。地の利を生かしていると、地産地消ということで、非常に地元の利を生かした点かなと思いました。

友好交流協定を結んでいる昭和村はどうかというと、さとふるのページが9ページ、1ページ30件ですから、270まで載せられるところを261件入っていました。赤城牛が数種類、結構ビーフカレーが出ていまして、赤城牛のすき焼き丼、それからお米とか、朝取れのトウモロコシとかこんにゃくとか、261件、こういうのをラインナップしていて、昭和村は約5億7,570万円も黒字を出

していると、2022年度です。

もう一つ、2019年度まで5年連続パナソニックとか富士重工の大泉工場がある関係で不交付団体だった大泉町、今は大分景気が悪くて交付税の交付団体になりましたけれども、そこを見ましたら、ここもページが5ページで128件ありました。新聞を読んでいますと、企業の業績がちょっと悪いので、村山町長はネーミングライツで町税を上げるとか収入上げるとかと頑張っているのです、だからその頑張り具合はどうかなというふうになんとか関心を持って見たら、驚いたことにそのラインナップの中に大泉町空き家管理で1万6,000円の寄附をいただきたいというふうなラインナップとか、それから大泉町の中にお墓があります。そのお墓の墓参代行、これは4万1,000円でラインナップに入っていました。お墓を清掃する代行というのもう一つありました。だから、みんな何かこう思いつくことはあらゆる限りいろんなことを出しています。

玉村町を昨日4番目に見に行きまして、このサイトですと2ページ、49件でした。食肉学校のビーフとかベーコンとか、あとマックスのホチキスとかカッターとか、アタッシュケースとかありましたけれども、担当課長にお聞きしますけれども、やはり育ててもらったふるさとに恩を返すというのは同納税の趣旨なのだけでも、市民、町民は返礼品が寄附先の指標になってくるのはもう否めないところなので選ばれる、そこはちょっとこう意識した上での努力をされているかと思えますけれども、私が言ったような観点でどのようなことを考えて努力されていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

確かにいろいろな自治体ではそれぞれの地域の企業さんの商品に応じたものが掲載されているとは思いますが、私ども玉村町の返礼品、始まって以来返礼品の開拓に努めてきたわけでありまして。そうした中で、今一番玉村町で人気があるのがイチゴ、あとそのほかには上州牛ですとか上州麦豚ですとか、そういったものが人気で出ているのですけれども、昨年10月の国の基準の厳格化によって、さらに返礼品の出品する取扱いが厳しくなっております。

そうした中で、町内の企業さんにはいろいろお声がけさせていただいているのですけれども、たくさんの商品を開発しているような企業さんが多いわけではありませぬので、なかなか増やせないところで、担当としても一番苦慮しているところなのですけれども、そうした中でもいろいろな企業さんにお声がけさせていただいて、また今後、焼きまんじゅうですとかマスクですとかそういったものが新規に加わるような方向で今検討させていただいているのですけれども、そういった中でいろいろな商品がサイトに掲載できるように、日々業者さんと関わる中で商品開拓に努めていきたいと考えているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番(羽鳥光博君) 関連した新聞記事の中に、藤岡市は受入れが、これは2022年度の話です。藤岡市は寄附受入れが1,662万円と市部で最も少なく918万円の赤字となったということで危機感を抱きまして、市の企画課が洗剤などを返礼品に加えた結果、2023年度には概算で2億4,000万円を受け入れて、返礼品でこんなに違うのかと驚いていたということですから、これは地方公共団体ですから、民間の企業ではないですから、その商品売って黒字だと、稼いだというような言い方もちょっとおかしいのですけれども、さっき言ったようなそういう制度ですから、ここはそういう制度に乗かって努力をして、町税が景気によって左右される中で、寄附を受け入れることによって財政的なゆとりを持った上で、ふるさと納税を充当する事業一覧というのを私はもらいましたけれども、例えばLED照明に使うことができたり、学校給食事業とか保育所の運営委託費に使うことができたり、ICT教育の推進にも町は充当しています。事業に、大体、令和5年度の9,513万2,000円ほどをこのふるさと納税を使って充当していますから、ぜひこういった事業を大いに頑張ってもらいたいと思います。

次に、町道関係に行かせてもらいます。都市建設課長に伺いますけれども、1つは、例えば玉村高崎スマートIC北地区工業団地が6月末頃に事業者が決まるのではないかとというのは、昨日のお話もありましたけれども、高崎伊勢崎線から工業団地に向かう農道、町道になっていますけれども、非常に道が狭いので、そういったところの補修とか拡幅とかの話が将来出てくるかと思うのですけれども、こういったところに、例えばふるさと納税で町長の指定する事業に充てられるのです。今現在、南中学校のトイレ改修に2,823万6,000円充てていますから、町長が指定する事業ということで、ここに道路や水路とかそういうのを充てれば、財源をふるさと納税から持ってくることもできるのではないかと思うのですけれども、そういうふうなことについてどう思いますか。

◇議長(石内國雄君) 都市建設課長。

[都市建設課長 原田英樹君発言]

◇都市建設課長(原田英樹君) お答えいたします。

スマートIC北地区工業団地、確かに工業団地の北側には農地がありまして、道が狭いような状況です。こちらにつきましてはまず地元の方からも説明会を開いた際などには、農道のほうに車が入ってきて心配だというようなお声も聞いております。それについては、先日、そういったことが起こらないように看板を設置しまして、農繁期につき進入はお控えくださいみたいな看板もつけたところです。また、今後、企業が正式決定しましたら、そういった農道については従業員の方にも通行しないようにという指導のほうは徹底していきたいと考えています。

あとは、ふるさと納税をそういったものに充てられるのではないかとということについては、そのようにふるさと納税の中で、こういった農道関係の拡幅とか、そういったものに充てる事業ということで出していただければ、十分に充てられるのではないかとこのように考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 分かりました。

それから、総務課長にお聞きしますけれども、財政指数的に、将来、公債費負担比率とか経常収支比率が長期的にわたって、財政調整基金が26億円程度ありますけれども、取り崩していくと、どんどん、どんどん普通建設事業費、投資的経費ですけれども、だんだん数値が悪くなっていくというような町長の答弁がございましたけれども、区長要望でいろいろな要望が出てくる中で、昨日のお話ですと高崎市は規制に係る道路標示については、市町村が予算を組んでやる分については、道路標示だやってやっているとあるから積極的にやってもらうのならそれは可能だというようなお話の事例を挙げてもらいましたけれども、ちょっと違ったかな、そんなふうな意味だったと思うのですけれども、9月の決算委員会のときに、前年度の決算で繰越額を使って補正予算を組みます。道路とか水路とかいろんな補正予算を町単で、これはもう国の補助金とか交付金充てるわけではないから対応可能なのですけれども、そこら辺のところ、今年度、さっき町長が6億円、5年度は財政調整基金を積んだけれども、決算では6億円全額取り崩して、戻すことなく使い切る予定だと言っていましたけれども、今年度は予算に7億円繰り入れました。そこは来年の話になってしまうのですけれども、そこだつて繰越しが出るかどうか分からないのですけれども、やはり決算で半分は財政調整基金に積むか、借りた借金の財源に充てるかどっちかで、残り半分は使えるわけですから、積極的にその財源を使って大いに地元区長の要望である水路や道路補修とかに回してもらいたいと思うのですけれども、その辺の継続的な予算編成というのはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 前年度決算が確定しますと、当然繰越金のほうも確定をいたします。その繰越金のうち2分の1を財政調整基金のほうに積み立てまして、残り半分につきましては、当年度の財源として使わせていただいております。

その中で、当然、例年区長要望ですとか、その辺に對しましても、ある程度当初予算のほうは充てておりますけれども、その辺は緊急度とか、また区長要望等の数にもよりまして、例年、繰越金の中からそちらの財源のほうには充ててきておりますし、またこの辺も今後もそのようなことで行っていきたいとは考えております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 時間も12時近くになってきましたので、そういうことで積極的に区長要望や道路補修、水路改修等の町単事業にも予算を使っていただいて、予算を組んでいただきたいと思えます。

以上で終わりにします。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。午後2時に再開します。

午前11時58分休憩

午後2時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、2番堀越真由子議員の発言を許します。

[2番 堀越真由子君登壇]

◇2番（堀越真由子君） 議席番号2番堀越真由子。一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

1、小中学校での保護者負担金について。最新（2021年）の文部科学省「子供の学習費調査」において、学校教育費の平均年額が公立小学校では約6万6,000円、公立中学校では約13万円となっている。学用品以外の通学関係費として、小学校ではランドセル代、中学では制服、自転車、かばん、ジャージ、レインコートなど入学時にそろえなくてはならないものが、いわゆる隠れ教育費として全体の金額を押し上げている。

これらは販売店に支払うため、費用負担が学校側からは見えにくく、決められたものは買わなくてはならないと考える。保護者の経済的負担は大きいと報道にもある。そこで、学用品以外に係る教育費について玉村町の現状を問う。

1、就学支援金を受給できる世帯の条件・金額は。

2、就学支援金を受けたくても受けられない世帯への町からのサポート体制はどのようになっているか。

3、町内中学校夏服を含めた制服・体操服・指定かばん・レインコート・防寒着を一式そろえると幾らになるか。

4、制服を丈夫で安価なものに変えた学校も出てきているが、玉村町でも取り入れる考えはないか。

5、小中学校ともに学習に必要なになる共有の教材を学校の備品として公費で賄う、もしくは卒業生から寄附を募る考えはないか。また、リユースする制服・体操服を各中学校の空き教室などに保管し、必要な生徒に提供できないか。

6、小学校の通学時、ランドセルに代わるものを使用してもいいと聞いているが、保護者への周知はなされているか。

2、玉村町の水害・防災について。玉村町地域防災計画第2節に、防災の基本理念に、防災とは町民の生命、身体、財産を災害から保護する施策とある。そこで、下記について伺う。

- 1、災害時、主に水害発生時に住民一人一人の命を守るための具体的な対策と課題は。
- 2、ハザードマップと避難所、防災倉庫の照らし合わせは進んだか。
- 3、自分と家族だけでは避難することが困難な要支援者、高齢者、また障害者や乳幼児を抱えた方への町の支援体制を問う。
- 4、令和6年4月から介護業でのBCP（業務継続計画）策定が義務づけられた。町内の事業所の状況はどのようになっているか。
- 5、NHKの調査では、東日本大震災の災害関連死は3,802名で、そのうちの89%が66歳以上となっている。高齢者等、避難拠点が必要となる方のために福祉避難所を町内外に整備する考えはないか。
- 6、災害廃棄物の仮置場は地区ごとに決められているか。
- 7、国土交通省は、防災対策、減災対策に加え、復興事前準備の必要性があると示している。玉村町の現状を問う。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 堀越真由子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、小中学校での保護者負担金について、2点目の就学支援金を受けたくても受けられない世帯への町からのサポート体制はどのようになっているかについてお答えします。

町民税非課税世帯に対する支援としましては、放課後児童クラブ使用料の半額を減免しており、非課税かつ独り親世帯の場合は全額が減免され、無料で利用することができます。

次に、独り親世帯に対する取組では、西児童館が休館となる土曜日を活用して小学生向けに月2回から3回の無料学習支援事業を実施しております。今年度も既に5月から始まっており、開始時点で7名の児童が登録しております。また、母子・父子家庭及び交通遺児修学給付金として、小中学生1人当たり年額1万5,000円を進級・進学の時期に合わせて給付しております。なお、町として今後どのような支援が望ましいのか、研究していきたいと考えています。

この2点目のご質問も含め、他の質問については教育長からお答えいたします。

次に、玉村町の水害・防災対策についてお答えします。まず、1点目の水害発生時に住民の命を守るための具体的な対策と課題についてですが、町では令和5年度に地域防災計画を作成したほか、令和4年度にはハザードマップを改訂しております。ハザードマップには、町内各地区で想定される浸水の深さや、避難所、防災倉庫の場所を地図に落とすだけでなく、各個人の災害への心構えや事前の備えについても触れております。水害時には警戒レベルに応じた情報発信を町から行うこととしておりますが、水害に限らず、防災・減災の基本は、町民一人一人が平時から防災意識を持つことだと考えておりますので、防災意識の啓発や訓練等を今後も積極的に行うことで、町民の安心安全を確保

してまいりたいと考えております。

なお、ハザードマップでは、自助・共助・公助の考え方の紹介のほか、町民一人一人が自分に合った避難行動を考えるための命を守る行動計画や災害時に取るべき行動のタイミングを整理する「マイ・タイムライン」作成のページを設けておりますので、ぜひともご活用をいただきたいと思いますと考えております。

次に、2点目のハザードマップと避難所、防災倉庫の照らし合わせの進捗についてですが、先ほど触れましたが、ハザードマップでは水害時に各地区で想定される浸水の深さや避難所、防災倉庫の場所を地図に落とししております。マップのデータを見ると、水害時には災害の規模によっては避難所として機能しない場所も出てきてしまうことも考えられます。水害時には、町から警戒レベルに応じた情報発信を行います。住民の皆様におかれましては、平時のうちにハザードマップを使って避難所の位置や自宅の水害リスク等を確認しておいていただき、自宅が安全な場所であれば2階に避難する垂直避難や、町の指定する避難所ではなく、安全な場所にある親戚や友人宅に避難することも検討しておいていただければと考えております。

次に、3点目の自分と家族だけでは避難することが困難な要支援者、高齢者、障害者等への避難支援体制についてですが、町は地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うとしております。防災担当部局や福祉担当部局だけでなく、各地区の区長や民生委員などと連携し、避難行動要支援者に関する情報を把握、共有し、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めてまいります。個別避難計画は、災害時にどのような避難行動を取ればよいのかについて、平時のうちから本人、家族と確認し作成する一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画です。個別避難計画を作成することにより、避難行動要支援者ごとの災害時の避難方法等について、町以外の関係者も把握することができ、災害時の安全の確保につながるものと考えます。

次に、4点目の町内の事業所のBCP（事業継続計画）策定状況についてですが、まず介護業におけるBCPの策定につきましては、令和3年度の介護報酬改定により、全ての事業者にも有事を想定した計画の策定及び訓練が義務化されております。また、令和6年度の介護報酬改定により、BCP未策定の事業所は報酬減算の対象となります。

議員ご質問の事業所のBCP策定の状況についてですが、事業所から当町への報告義務がないことから全体の把握はしておりませんが、日頃から感染症や自然災害などの発生に備え、事業継続体制を構築していただくことは、利用者の安全を確保する観点から大変重要と考えております。当町では、BCP策定の経過措置期間が終了することを踏まえ、昨年5月と11月に事務所を対象に防災研修会を開催し、防災意識向上を図ったところでございます。

次に、5点目の福祉避難所を町内外に整備する考えはないかについてですが、現在、地域防災計画の中で指定されている福祉避難所につきましては、上福島区の老人福祉センターと下新田区の障害者

福祉センターたんぼの2か所が指定されておりますが、水害の規模によっては避難所として使うことができないことも考えられます。

福祉避難所につきましては、要配慮者が必要な生活支援や相談等を受けられるように、特別な配慮を行うことができる施設を指定する必要があります。福祉避難所の要件を確保できる町内社会福祉法人を調査し、協定を結ぶなどして、新たな福祉避難所の確保を検討してまいります。また、町外避難所の確保についてですが、近隣市町においても避難所については収容人数が足りておらず、他市町からの避難者を受け入れる余裕はないとのことですが、被害状況によっては受入れ可能な場合もあるかと思っておりますので、今後も防災担当者間で調整してまいります。

次に、6点目の災害廃棄物の仮置場は地区ごとに決められているかについてですが、町は災害ごみの処理対策として、町有公園を中心に災害廃棄物仮置場を65か所設定しております。しかし、災害ごみは災害の種類や規模により発生量、処理対象物が大きく異なると予想されます。大規模災害発生時は建物等が被災し大量に瓦礫が発生し、仮置場、処理機材、処理従事人員の不足が予想されるため、平成20年締結の群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づく群馬県への協力要請も災害廃棄物対策としております。

最後に、7点目の玉村町における復興事前準備の現状についてですが、国では大規模災害が発生した場合には、平時を大幅に超えた多大な事務作業が発生したり、被災者の生活再建や地域社会の早期復興が強く求められたりすることになるため、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めておくことが重要であるとしています。

玉村町におきましては、地域防災計画にもありますとおり、災害からの復旧・復興につきましては、住民の意向を尊重しつつ町が主体的に取り組むこととしております。復旧・復興の基本方向や被災者等の生活再建の支援、被災された事業所等の復興の支援、公共施設等の復旧等を進める中で、災害の規模によっては激甚災害法の適用や復旧資金の確保といった計画的に復興を進める上で重要な手続について、県や国との連携体制を適切に築き、可能な限り迅速な復旧・復興を図ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 失礼いたします。堀越真由子議員の小中学校での保護者負担金についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の就学支援金を受給できる世帯の条件、金額についてですが、玉村町では町内在住で公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうち、生活保護を受けている方を要保護者として、また生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認定した方を準要保護者としてそれぞれ認定し、就学支援金を支給しております。

また、認定の目安となる世帯の収入基準は、あくまでも目安として提示しているものですが、家族構成により、例えば父または母と小学生1人の2人世帯の場合は250万円程度、両親と中学生、小

学生の4人世帯の場合は390万円程度などと示しています。これは、国が定める生活保護基準額を参考にしたものですが、実際の認定に当たっては、源泉徴収票、確定申告書等の世帯収入の分かる書類等を提出していただき、収入や家族構成等を確認の上、慎重に可否の判断をしております。

なお、支給額につきましては、学校種や学年によって異なりますが、今年度につきましては、小学校1年生では学用品費と新入学用品費を合わせて6万8,690円、2年生から6年生までは学用品費1万3,900円で、これに校外活動費が加わります。同様に、中学校1年生では8万5,730円、2、3年生では学用品費2万5,000円で、同様にこれらに校外活動費が加わります。

次に、町長からの答弁でもありましたが、2点目の就学支援金を受けたくても受けられない世帯への町からのサポート体制はどうなっているかについてですが、目安として示した収入基準を超える収入があり、就学支援金の支給対象から外れてしまう方につきましては、具体的な家庭の状況等をお聞かせいただく中で、例えばリュースの制服等を提供するなどのサポートをさせていただいているところでございます。

次に、3点目の町内中学校の夏服を含めた制服・体操服・指定かばん・レインコート・防寒着を一式そろえると幾らになるのかについてですが、これらにつきましては各中学校で指定している物品が異なりますので、およその金額としてお答えいたします。

先ほど堀越議員自らご用意の詳細な資料もいただいておりますが、ご容赦ください。まず、制服の上下は3万5,000円から4万円程度ですが、そのほかワイシャツやリボン、ネクタイがそれぞれ2,000円から3,000円程度、体操服の長袖ジャージ上下が1万円程度、Tシャツやハーフパンツがそれぞれ2,500円程度、それに通学かばんが9,000円程度、防寒用のウインドブレーカーが1万2,000円程度になります。このほかにもレインコートや上履きや体育館シューズ等必要になるものがございまして、これらを全てそろえると約8万円程度になるかと思っております。

次に、4点目の制服を丈夫で安価なものに変えた学校も出てきているが、玉村町でも取り入れる考えはないかについてですが、制服や体操服、通学かばん等の学用品につきましては、教育委員会が一律に定めるものではなく、各学校がそれぞれ慎重に検討しながら指定したり変更したりしていくものでございます。

特に制服につきましては、価格の問題も大切な要素ではございますが、3年間着用する上での耐久性はもとより、自校に対する誇りや愛校心の醸成ということの関連も考慮されており、現在の各中学校の制服にはそれなりの妥当性があると考えております。

しかしながら、今後、時代の変化に伴う人々の物事の考え方や、流通する物品の品質の向上等に対応して、学校が主体となり、生徒、保護者等との十分な協議を重ねながら、制服の変更等を検討課題に挙げてくる可能性は今後もあると考えます。

数年前の一例として、LGBTQの問題が取り上げられたことを契機に、制服変更が各中学校で行われました。このときには男子がスラックスで女子がスカートというこれまでの制服の在り方自体が

議論され、現在では、両中学校ともに女子の制服においては、スカートあるいはスラックスを生徒自身が選択できるようになりました。このように社会問題への対応や生徒や保護者の要望等を鑑みて、その都度、学校の中で様々な検討が行われてきております。

特に、これからの変化の激しい社会をしっかりと生き抜く子供を育てるために、玉村町の学校教育では、目指す子供像として、「自ら考え判断し、自ら行動できる子供」を掲げております。子供たちが自らを取り巻く様々な事柄を自分事として考え、判断していくことを大切にしており、校則の見直しに生徒会が積極的に参画した事例なども出てきていることから、制服に関する動きにつきましても、各学校における生徒たちの考え方を丁寧に見守っていく必要があるものと考えております。

次に、5点目の学習に必要な共有の教材を学校の備品として公費で賄う、もしくは卒業生からの寄附を募る考えはないか。また、リユースする制服・体操服を各中学校の空き教室などに保管し、必要な生徒に提供できないかについてですが、堀越議員も既にご存じのことと存じますが、玉村町では平成29年度より、玉村制服リユースバンク「子どもサポート かけはし」が中心となって、制服のリユース事業を実施しておりますが、この制服のリユースを教材などその他の物品に拡大してはどうかというご提案は、一考の価値あるすばらしいアイデアと受け止めさせていただきました。ただし、各学校の教職員の負担軽減が現在の最大の急務である現状におきましては、リユースする物品の収集や保管管理、必要な生徒への配布等の業務を誰に担っていただくかなどの問題を一つ一つ解決していく必要がございます。しかしながら、多くの子育て世代の家庭にとってプラスになる提案であると思いますので、各学校及び関係機関等との協議を行いながら研究してまいりたいと考えております。

最後に、6点目の小学校のランドセルに代わるものを使用してもいいと聞いているが、保護者への周知はなされているかについてですが、各小学校からは2月に行われる新入学説明会の際に、このことについて保護者に周知をしております。資料の中にはランドセルの記載がされている学校もあるようですが、児童の安全性や耐久性に問題がないものであるならば、ランドセルでなくてもよいことは口頭で説明をしております。また、新入学に向けての問合せがあった場合にも、同様に説明しているところでございます。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ただいま就学支援金を受給できる世帯の条件についてお聞きしました。父または母と子で250万円くらいと、両親と中学生、小学生の4人家族で390万円くらいからとお聞きしました。私が調べたところ、年収250万円の世帯、手取りになると月17万円になるとありました。居住費であったり光熱費は1万円、食費が3万円から4万円、日用品などは5,000円くらい、急な出費の備えとして2万円を取っておくと、本当に苦しい生活だというふうに聞いています。また、300万円世帯、手取りが20万円くらいになるそうです。夫婦と子供の世帯だと月1万円貯

金できればいいほうで、節約だけではやりくりがとても苦しいというふうに聞いています。400万円世帯は、手取り月に26万5,000円、教育費は1万円、貯金は2万6,000円というふうにホームページとかにありました。

調べてみると、日本の全世帯の45%が400万円未満の年収で生活をされています。2024年5月27日の報道では、G7で2番目に悪く、今ではもう日本人の6人に1人が貧困だと言われてい

ます。そのような中で、生徒たちの制服なのですけれども、今教えていただいたところ大体8万円くらいというふうな答弁だったのでのですけれども、ちょっと資料として配らせていただきましたものを見ていただくと、やはりジャージとかワイシャツなどは、1枚では洗濯して乾かないこともあるので、やはり2枚ずつ必要ではないかというふうに考えて、保護者はこれを用意しています。どんなにちょっと苦しくても月に5,000円くらいしか余裕がなかったとしても、この金額を用意しなければなりません。

今、男子だと合計13万4,430円、ちょっとサイズが大きい子になると14万3,270円くらい、女子だとスラックスだったりベルトだったりリボン、いろいろ入れてしまったので金額が高くなっていますが、10万円はやはり超えてしまうという話を聞いています。ここに防寒着、先ほどお話がありました1万2,000円、自転車代3万円から4万円、また部活代とかを考えますと、20万円くらいになってしまうというご家庭も少なくありません。

制服について南中が変わったばかりだというふうに聞いていて、リユースを望んでいても3年間はリユースのものが手に入らないといった声も聞かれています。やはり保護者にお話を聞いてみると、南中だと月曜日しか制服を着ないのだよとか、テストのときと何か行事のときにしか着ないのにもつたないよねみたいなお話があります。

この辺なのですけれども、やはり学校がこれを用意してくださいとなってしまうと、親は子供のために大変でも何とかしてそろえてあげたいと思う保護者が多いです。以前伺ったところをリユース、やはり玉中でも欲しいのだけれども、サイズが合わなくてもらえなかったという方がいると聞いています。そういった方に対しては何か町からの補助だったりとか、そういうものがあつたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

町からの特別な支給等々はございません。先ほども言ったとおり、町のほうでリユースをしている「かけはし」というところに在庫があるかどうかを確認するだとか、あるいは先輩で今持っているというものを確認しながらお手伝いをする形のはできますけれども、お金等々での支援をするという形のは今現在できてはいないということです。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） やはりぎりぎりのところで支援が受けられないというご家庭もあると思います。放課後児童クラブであったりとか、無料の学習支援、本当にそれはありがたいことだと思うのですけれども、利用している児童が7人ということで、もっと本当は受けたいけれども、そこに入れなかったというお子さんもいると思うのです。公平と平等というのがあると思うのですけれども、やはり給食費とかは平等に皆さん同じ金額を出しているけれども、やはりお金がある世帯にとっては給食費が無料になってラッキーだな、でも苦しい家庭にとっては、本当にありがたいと思うのですけれども、もうちょっと支援が欲しいといった声も聞かれています。その辺についてはいかがお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 給食費につきましては、今回無償という形で出て、全体で平等というふうに、言われたとおりだと思います。ただ、その分のものが、今現在、使わなくて済む、教材に回せる金額として負担が減っているということも現実ですので、そういったもので今のところ対応していただければありがたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。

あと制服についてなのですが、先ほど伺った「子どもサポートかけはし」は、玉村町の協働によるまちづくり提案の事業によるものですか。たしか29年度に、官民一体になってそういう事業をしましょうということになったものなのではないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 「かけはし」につきましては、玉村町の企画課から出ました町での提案というところで提案をさせていただいたところであります。そちらの「かけはし」についてのメンバーも役場職員であったり、役場職員を卒業している職員であったりというところで行っているものです。

今、堀越議員さんがおっしゃったとおり、どのようにすれば、いろいろな家庭にいろいろな物品を渡したり、そういう負担を減らせるのかということを考えて行われたものでございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。

では、この「かけはし」が行っている制服はいつもどこに置いてあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 「かけはし」のメンバーのご自宅の1部屋を貸してもらって、そこで保管をし、必要に応じてそこから配布をするという形になっております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） やはり物価高騰であったりとか、お給料が上がってはいるとはいっても、なかなかこう実感できない。家族でバスタオルを1枚で使っているのだとか、お風呂は追いだきするのがもったいないから家族続けて入ったり、ちょっと一緒に入ったりとそういう家庭もあるというふうに聞いています。

その中でやはりこの制服代であったりとか、子供たちの教育以外にかかるもの、負担金というのがかなり今保護者たちに重くのしかかっている状態だと思います。

制服が南中は変わったばかり、LGBTの関係でスラックスがはけるようになったと言って、女児の生徒は本当に喜んでいたりもするのですけれども、スカートとスラックス両方欲しいというお子さんもいたりとか、何かそういうことも聞いていまして、調べたところ、ワークマンですと1,900円くらいで、自分で10段階に長さを調節できる本当に丈夫なスラックスが売っています。それは高校生とコラボして作ったスラックスで、ウエストは最大4センチまでアジャスターがついて変えられるという、体育館でスライディングをしても破けないと。今の中学校の制服なのですけれども、やはり男子生徒などはふざけていたりとか自転車で追っかけっこをして転んでズボンを破ってしまうとか、そういうことも少なくないというふうにも聞いているのです。3年間使えるというふうにありましたが、やはり月曜日だけであったりとか、何かそういうことを考えるともうちょっと安価なものを併用して使うことができないかなというふうにも考えているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

教育長の答弁にもありましたとおり、制服については各学校が決めて指定したりするものでございます。ただ、制服を決めるに当たっても、今現在、南中学校では、昨年度、答弁にもあったとおり、校則を変えるということで、子供たち自身がどんなものが必要で、どんなものが必要でないか、これから私たち自分自身どう生活していくのかということについて子供自身が考え、提案し実行していくと、そういったことが行われております。

具体的な例としますと、昨年度校則の中で髪形であるとか、服装の着方であるとかということも出ております。実際に制服の在り方についても今後出てきてもおかしくない議案であるというふう

も考えております。実際にワークマンであるとか、その他安価でいい洋服を売っているところもあるかと思われま。そういったところとコラボレーションをしたらどうかというような子供たちの意見に基づいて、先生方または保護者、地域、そういったものが一緒に考えて、学校をよりよくしていくということが今後の学校の中で必要なことだということ考えております。各学校もそのように考えていると確信しています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今伺った子供たちの自主性というのは本当にすばらしいことだと思えます。でも、やはりちょっとお金を出すのは保護者であって、子供たちもうちにはお金がないから安い制服がいいのだということはなかなか言い出しにくいと思うので、学校のほうからこういうものもあるのだよというような提案をしていただいたりとか、そういうことも必要になってくるのかなというふうに考えます。

制服を学校に置けないかというお話なのですけれども、やはり役場に来てありませんかというのではなくて、ちょっと足りないこともありますので、子供たちがサイズが合わなくなってしまったから取り替えたいのだとか、そういうふうに気軽にリユース、お金がないからというものではなくて、ちょっとサイズが合わなくなってしまったので、誰かと取り替えたいなって、そういう循環というか、着られなくなったものをただ捨てるのではなく、また新たに誰かが着てくれるというような取組として、各中学の空き教室のようところに制服を置いて、欲しいという子がいたらそのときだけ先生にお手数をかけてしまうのですけれども、子供たちに寄り添うようなそんな考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 非常にいい考えだということは思います。実際問題、教育長の答弁にもあったとおり、今現在、学校での一番の課題は、教員の多忙化であります。そういったところで、さらに教育委員会からこの業務をしてくださいということをお願いするというのは非常に難しいと思います。

実際、「かけはし」という団体が行っていることにつきましては、その他、今、堀越議員さんがおっしゃるとおり、同じように考えている保護者の方もいらっしゃるのではないかと思いますし、地域の方もいらっしゃるのだと思います。そういった力を借りてできれば、本当に地域とともにある学校という形ですばらしい学校運営ができるのではないかなということを期待しております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今お話を伺いまして、そのとおりだと思いました。

地域の一員として子供たちとどう関わっていくか、子供たちの成長を見守りたい、そういう思いか

ら、例えば生徒会の方と地域の方と話し合う機会を設ける、保護者と生徒会のことを話し合うとか、そういうことを子供たちが受け入れてもらえるような取組というのは学校では難しいですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 学校のほうではそのように今取り組んでいるところだというふうに分かるほうは認識しているところです。

なかなかそれが外から見てそう見えないところがあったとすると、また学校のほうに地域とともに一緒に活動できる学校になるようにということで、校長のほうには助言をしたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） では、最後になるのですが、ランドセルは、実は年中の1月、2月にラン活といってもう新作が出て、早めを買ってしまうご家庭も多いです。なので、年中のうちからランドセルでなくてもいいですよというようなアナウンスをしていただけたらなということと、あと入学説明時に保護者からアンケートを取るというか、算数セットであったり鍵盤ハーモニカ、貸出し希望の方は丸をつけていただいて、クラスにちょっと置いておくとか、子供たちが貸し出すものを管理するとか、そういうことができないかなというふうにも考えております。ちょっと検討いただけたらと思います。

子供たちが困ったときに相談できる相談ダイヤルみたいなものがあるかと思うのですが、それが電話番号しか書いてなくて、今保護者が携帯を持っているので子供は電話をかけられない。なので、学校が貸しているタブレットでQRコードを読み込んで、ちょっと支援につなげるとか、そういうことができないかなというふうに考えておりました。県のほうに問合せをしてみましたら、この6月から「つなぐん」というサービスが、サービスというか、子供に対する手助けというか、始まったというふうに聞いています。玉村町でもQRコードを読み込めば子供たちが「つなぐん」に連絡できるような、そういったものができるといいなと思うのですが、QRコードが書かれていて、何か相談事があったらタブレットを使って相談してみてもいいよ、秘密は守ってくれるよというふうなことを学校から伝えることはできませんか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 「つなぐん」につきましても県の事業ですので、そういったものが恐らく配られ、学校のほうからも周知するよということは今後出てくるのではないかなと思っております。また、校長会の際に「つなぐん」の話についても先述したところがございます。なので、各校長が実際にどんなものであるのかというものを視察し、それが使えるのかどうか、どのようにその他の教員に伝えたらいいのかということを考えながら、今後利用していく形になるかと思っております。

ます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） では、大きな質問の2に移りたいと思います。

先ほど町長から答弁がありました。町の防災についての取組、令和5年度に地域防災計画を作成し、令和4年にハザードマップを改訂したとありました。これは、避難所だけでなく防災倉庫、浸水の深さなどがあると書いてありました。

町民一人一人が備えたり心構えを持ったり、マイ・タイムラインをつくる方法などが書いてあるので、このままだと、個人個人で活用してねというふう聞こえてしまったのですけれども、羽鳥議員の質問にあったように、町が主体となって住民が逃げるような取組、どうやったら安全に住民が逃げられるかというような計画を作成していると思うのですけれども、これはどのように玉村町の町民一人一人が取り組むようなサポートを町がしていくか、お聞かせ願えますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 堀越議員の質問にご回答いたします。

町としましても町民の生命、身体、財産を災害から守ることは基本的で重要な施策であります。災害の発生を防ぐことは不可能でありますので、被害を最小化、人命が失われないことを最重視し、迅速な回復を図られるような様々な対策を組み合わせる努力をしていきます。ただ、町での防災施策にも限界がありますので、町民一人一人が防災意識を持つことが最も大切と考えております。

実際、災害が起きたときには、町民一人一人が命を守る行動を速やかに取れるよう、地元区と連携した訓練等を行うなど、ソフト事業も今後積極的に行うことで、地域の安全を守っていきたくと考えております。

令和5年度につきましては、こちらの防災マップですけれども、こちらの説明を高齢者施設とか区の自主防災、ふれあいの居場所とか、あと玉村町防災フェアなど11か所でこちらの説明を行っております。

この中に、確かに初めのところでは、自助、共助、公助とありまして、自らやるような形もあります。ただ、マイ・タイムラインをつくろうというのもあると思うのですけれども、その前のページに命を守る行動計画というのもありまして、町では群馬大学の理工学部の教授であります金井教授と防災アドバイザーの契約を結んでいまして、金井教授いわく、命を守る行動計画、こちらはもうそうなったときにどうするかを考え、マイ・タイムラインよりもっと前段階、そうなったときにどうするかを家族で考えておくというような形になっておりますので、こちらで災害が起きるからどうしようではなく、災害が起きたらどうしようとふだんから考えていてもらうというような形になっております。ですので、こちらの防災マップのほうもさらに読んでいただきまして、災害に備えていてもらいた

いと思っているところであります。

また、広報6月号、昨日発行したばかりなのですが、そこの6ページにも1ページ使って防災について考えてもらうページを作っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 丁寧にお答えくださってありがとうございます。

町民の防災意識を高めるというのは本当に難しいことかなと思います。自分が住んでいるところは大丈夫ってみんな思っていると思うのです。先ほど伺った防災倉庫だったりとか避難所なのですが、水害というか、水につかってしまうところにあるので、防災倉庫は本当にアンカーで留めるとか、中に入っているものは防水シートで囲まれているから大丈夫というようなお話を聞いたこともありますが、どこかに流れてしまっただけでは使うこともできないし、あとは避難所も水没するところにある避難所はもう指定を解除するよというよな通達も国が出していたかと思うのです。やはり逃げたけれども、水につかってしまった。そうなってしまうと、住民たちも町が指定したから行ったのよということになりかねないので、やはりそこは最初から指定場所から外すとか、県のほうからも盛土をするとか何か対策をするよというよなお話があったかと思うので、その辺を対策しないといけないかと思うのですけれども、町はいかがお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

盛土とか避難所の変更までは今の段階では考えておりません。指定緊急避難所において予想浸水地域に入っていないのは確かに道の駅玉村宿と社会体育館、南小学校だけだと思います。実際に水害が起きた場合に、越水とか破堤とか内水もあるかと思うのですけれども、この防災マップの浸水地域全部が一掃にそうなるわけではありませぬので、安全な場所をこちらで随時確認しまして、安全な避難場所へと避難誘導をしていくよということに対応していきたいかと思ひます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 安全な場所に誘導というお話があったのですが、案内は防災無線とかそういうものでされることを考えていらっしやいますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 現時点で防災無線はありませぬので、メルたまと、あとたまボイスがあります。

あとは各地区を広報車で回るといふ形になってしまうのですが、聞こえないとかいろいろあります

ので、これからまた無線につきましては、FMを使えればいいのかなどと思って考えておりますので、よろしくお願ひします。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 災害時にはLINEが一番強いというふうに今までの被災地の方が言っていたので、その辺も検討していただけたらと思います。

安全なところに逃げるといっても、やはり町外も考えたほうがいいかなと。危なくなってから町外に逃げるとなると、車で皆さん逃げるので渋滞が起きて逃げられないでそのまま流されてしまうとか、そういった想定もする必要があると思うのです。歩いて避難する方もいると思うのですけれども、要介護者となってくると、階段を上り下りできない方が80%、50メートル以上歩けない方が69.2%というふうに厚生労働省の老健局が発表しています。なので、本当に一人一人の状態とかそういうのを自分で、あとは地域の方が把握している必要があるかと思うのですけれども、私がちょっと見つけたもので、今皆さんに配らせていただいたこの箭田家のヘルプカード、これは真備町というところのたくさんの方が亡くなってしまった地域である箭田区というところで作られたヘルプカードです。こういうものを使って町民にいざとなったらどういふふうに逃げるかというのを書き込んでもらう、そういう取組ができたらいいなというふうに思いました。

防災士の方にお聞きしたら、もし学校がよければ小学校とかに行って子供たちと作る、あとはふれあいの居場所であったりとか、そういうところで皆さんと一緒に作って、避難について考える、そういうことがまちづくりにつながっていく。今区長とか民生委員も成り手不足です。消防団員も減っているし、地域の力というのが少なくなっているの、やはり発掘をしていく必要があると思うのです。なので、こういうものを使って、皆さんと町の防災ということを考えていけたらと思うのですけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

防災マップにもありますマイ・タイムライン、このヘルプカードも、あとインターネットで調べると本当にいろいろなタイムラインが出てきます。その中でどれが一番いいとも言いがたいのですが、いろいろ検討して、いい形のを。こちらの玉村町のマイ・タイムラインも令和4年度に作ったばかりなので、今後、よりよいものになるように検討していきたいと思ひます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ちょっと時間が少なくなりましたが、何か大きな災害があったときに、たくさん亡くなっているのはやはり弱者と呼ばれる要支援者であったり、高齢者であったり

障害者であります。やはり誰の命もなくさないということを考えると、本当に今すぐ始めていただきたい。町は、助けるのか助けないかというところで動いてほしいと思うのです。もしあしたゲリラ豪雨が来たら、数日前も大雨が降るといような報道がありました。板倉町、2023年5月30日の新聞に、水害時は逃げられない方を高台に9,600人車で避難させるとありました。ユーチューブでどうやったかというのも公開されています。車を止める場所まで町が決めて、やはりみんなで助かろうと、命を何としてでも守ろうと、そういう取組をしています。玉村町でも、まだ計画を立てているのが4人です。やはり命を守るという点で考えていただきたいというふうに考えます。

町長、マイ・タイムラインを作ろう、これは書き込み式かもしれないのですけれども、こういった箭田家のヘルプカードみたいなものを用意して、例えば体育祭のときであったりとか、いろいろな機会のときに皆さんに周知して防災の意識を高めてもらおうと、そういったような考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これ見させていただきました。非常に気候変動の中で何が起こるか、どんな災害がいつどこで、そして今最近、広域化、激甚化、長期化というところもありますので、また頻発化という中で、町民同士がまず自覚することという意味で、どんな形でその自覚する力を高めていくかという、自分事として高めていくかということをつくる一つの手助けになるようなものをやはり何かつくっていくというのは大事だと思いますので、それとともに近所との一つの関係性を、そんな深い関係でなくても、挨拶、会ったときに今日は天気がいいですねとか何とか、そんなくらいでもいいのだけれども、つながっていくということがいざは非常に大事になりますので、つながること、それでいざというときの、自分の逃げ場、そしてこの人は、隣の人は、また1軒隣の人はこういう家庭状況だよ、体調はこのような感じですよという中でのつながりも、自助、共助を強めていくことは必要だし、またそういうところにこういったものでお互いが自覚できるような、危機管理を高めていくようなツールというか、そういうものは町でも少し考えていこうと思っています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 前向きな回答ありがとうございます。

前回の議会で町に防災担当者を、いつ来ても窓口で町民に対応できるような専門の職員を置くというような答弁をいただいたのですけれども、その辺について町は進んでいるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、検討しています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 地域おこし協力隊もこういう策定について特化している方がいらっしゃるということなので、玉村町としてもそういう方に来ていただきながら、町の担当者と一緒に町民の安全を守るというような取組をしていただけたらなというふうに考えております。

やはり災害関連死とって、災害では命は助かったけれども、避難所にいるときに命を落とす方が本当に多いです。3.11のときはもう3,800人くらいが亡くなってしまいました。能登でも100人を超えたと言っています。やはり避難所で命を落とすということはあってはならないと思うので、町が提携している新潟の湯沢町だったりとか、そういう遠くのところとも話し合いをしながら、本当に深刻な方はそちらのほうで体を休めてもらおうと、ここの地域だけではなくて、やはり遠くの地域との連携も考えていったほうがいいと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 町以外への避難ということで……

〔「広域というか、もう新潟県であつたりとか」の声あり〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。災害があつたときに他県への避難というのも確かに地域防災計画の中にはあります。こちらにつきましては、実際もう避難する場所がないときに県を通して依頼するという形になっております。それは町の職員のほうで県と連絡を取って県同士でちょっとそこをやってもらうというような形で地域防災計画の中にありますので、それで考えていきたいと思ひます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 平時からぜひ連携を取って、命を失わないような取組をお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時15分に再開します。

午後3時休憩

午後3時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、5番小林一幸議員の発言を許します。

〔5番 小林一幸君登壇〕

◇5番（小林一幸君） 議席番号5番小林一幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、

通告書に従い一般質問をさせていただきます。本日最後の一般質問ということで、傍聴にお残りいただいた皆様、ありがとうございます。

先日また能登で地震が起きたというところ、そして最近本当に自然災害が多くなってきて、豪雨ですとか、やはり様々な自然災害というのがたくさん起きているというような現状もあります。先ほど堀越議員もおっしゃっていましたが、平時の備えをどこまでしていくかということになるかと思えます。そういったものをしっかりと町民の皆様と一緒に考えて、町としても取り組んでいただきたいと思えますし、本日の私の一般質問につきましても町民の皆様のご意見をいただきまして、町と一緒にいろいろな形で取り組んでいけたらいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1番です。行政窓口での対応について。行政サービスの中で窓口や電話対応など住民などへの対応については、日常業務の中で重要な業務であると考えております。役場庁舎を含め行政窓口等での対応についてお伺いをいたします。

1番です。行政サービスの一つとして、住民などへの窓口対応が大切だと考えておりますが、町としての方針はどのように考えているのかお伺いいたします。

2番、職員に対して接遇や窓口対応についての研修を行っているのか。研修の効果については評価をしているのか。

3番です。来庁者などからの苦情やクレームなどの対応手順についてはどのように行っているのか。

4番、窓口対応などしている職員へハラスメント対策、カスタマーハラスメント等になると思いますが、こちらについてはマニュアルなどの整備等を行い、フォローアップを行っているのかどうか、お伺いをいたします。

大きな2番目です。公共交通システムの今後についてお伺いいたします。少子高齢化が進み、高齢者の運転免許返納や運転免許を持っていない方、例えば障害を持たれた方等などの移動手段として公共交通は大切だと考えております。今までも多くの議員の皆様がご質問してきましたけれども、町として公共交通システムの在り方及び今後の公共交通システムについてお伺いをいたします。

1番、現在の公共交通システムについて、町としてどのように考えておられるのか伺います。

2番、玉村町乗合タクシーたまりんの再編について、町として今後の方向性についてお伺いをいたします。

3番です。タクシー利用補助券交付事業について、町として今後の方向性についてお伺いをいたします。

大きな3番目です。報酬改定に伴う町の対応及び事業所支援体制の整備について。令和6年度にトリプル改定といいまして、診療報酬の改定、そして介護報酬の改定、障害福祉サービスの報酬改定のこの3つが改定が行われました。それにつきまして町として改定に向けた取組についてお伺いをいた

します。

1番、今回の改定に基づき、保険者として、国保ですと玉村町が保険者になりますので、どのような対応を行っていくのかという部分をお伺いいたします。

2番、改定に伴い、町内の事業所支援、相談窓口などの体制についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

3番です。改定の中で全ての介護サービス事業者に対して、利用者虐待防止対策、ここに身体拘束の廃止も含まれると思いますけれども、そういった対策を義務化されましたが、町として対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上3点について、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、行政窓口での対応についてお答えします。まず、1点目の行政サービスの一つとして、住民などへの窓口対応が大切と考えているが、町としての方針はどのように考えているかについてですが、小林議員がおっしゃるように、窓口対応につきましては非常に大切であると認識しております。役場をご利用いただく皆様に満足した気持ちで帰っていただくことが重要と考えております。

次に、2点目の職員に対して接遇や窓口対応についての研修を行っているか。研修の効果については評価しているのかについてですが、昨年12月に入職5年以内の職員を中心に窓口接遇・クレーム研修を開催し、外部講師を招いてビジネスマナーの基本及びクレーム対応などを中心にグループ討議も交えて研修を実施いたしました。研修の効果について、実際にどのくらいの効果があったのかはかることはできませんが、それぞれの職員が日頃の業務に役立てているものと思います。

次に、3点目の来庁者などから苦情やクレームなどの対応手順についてはどのように行っているかについてですが、来庁者などからの苦情やクレームは、様々な状況や原因の下に発生するものと想定されます。基本的な対応手順としましては、まずは話を聞き、状況を確認し、丁寧な説明を行うことが非常に重要であると考えております。

最後に、4点目の窓口対応などを行っている職員へのハラスメント対策については、マニュアルなど整備等を行い、フォローアップを行っているのかについてですが、全国的に見ましても企業や自治体の職員に対するカスタマーハラスメントが問題になっている中、町におきましても接遇マニュアルに基づき対応しているところがございます。当町の職員におきましても日頃から親切丁寧な窓口対応に当たっておりますが、苦情やクレームに対応する機会が多い窓口対応の職員には、その際の対応方法や周りの職員のケアが重要と認識しております。

今年の2月にはメンタルヘルス研修を実施し、セルフケア、ラインケアの内容に加え、相談窓口を周知しました。また、研修資料は公開羅針盤の掲示板において掲載し、研修に参加できなかった職員

にも、周知を図ったところがございます。今年度におきましてもハラスメントに関する研修を予定しており、引き続き働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、公共交通システムの今後についてお答えいたします。まず、1点目の現在の公共交通システムについて、町としてどのように考えているのかについてですが、令和5年度に実施したアンケート調査や人流データの調査により、現行のたまりんや路線バスについては、住民ニーズを満足させることはできていないと評価しています。また、通学時間帯の公共交通が脆弱であることも判明しています。以上の評価を踏まえて、令和5年11月に玉村町公共交通再編基本設計を策定しており、令和6年度ではその基本設計をより具体的にした施策を展開していく予定です。

次に、2点目の玉村町乗合タクシーたまりんの再編について、町としての今後の方向性についてですが、さきに述べた基本設計で、たまりんはデマンド運行へと転換することが策定されています。その実施に向けて昨年度から多くのステークホルダーと協議を重ねてきました。基本設計を具体的な運行方式へとブラッシュアップしていく過程は困難なものであり、町の思いどおりにいかない部分も生じましたが、5月末日に行われた玉村町地域公共交通会議において、区域運行と呼ばれるデマンド運行の運行方法と現行たまりんの廃止の調整をすることができました。新しい運行方法は、非固定ダイヤ自由経路ミーティングポイント型であり、町内に190か所、町外への乗り入れは伊勢崎市民病院の1か所になりますが、乗降ポイントを設置し、予約に応じて乗り合いで運行するもので、運行時間は9時から16時を予定しています。現行のたまりんよりも運行時間が短くなったり、高崎市への乗り入れができなくなったりということもありますが、十分に住民ニーズに応えられるものと考えています。

ただし、新しくデマンド運行を実施しただけで公共交通施策が完了するとは考えておらず、運行後も利便性をよくし、持続可能なものとなるよう検討していきたいと思えます。

最後に、3点目のタクシー利用補助券交付事業について、町としての今後の方向性についてですが、昨年度に実施したタクシー利用補助券利用者へのアンケートの結果から、タクシーが呼んでも来ないといった声が多くありました。また、タクシー利用補助券も年間で5万枚以上配布していますが、利用枚数は2万枚に満たないこと、申請して1枚以上利用した方は57%しかいないことも課題として挙げられます。

タクシー会社が増車できるかを運行会社や群馬運輸支局に確認をしましたが、玉村町を含む中毛・西毛地域が法律で準特定地域と定められているため、法令上増車することができないこと、運送業界全体で運転手が不足していることから、増車することは不可能であることが確認できています。

タクシー利用補助券の申請者は毎年増えていますが、先ほど申しあげました問題もあり、制度として課題があると考えています。デマンド乗合タクシーが運行することで、移動が容易になることも見込めるため、デマンド運行が軌道に乗り次第、タクシー利用補助券の制度も課題を解決する変更をしていきたいと考えています。

次に、報酬改定に伴う町の対応及び事業所支援体制の整備についてのご質問にお答えします。まず、1点目の今回の改定に基づく保険者としての町の対応についてですが、令和6年度の報酬改定では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、介護分野では地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止への対応、働きやすい職場づくり、介護制度の持続性の確保を、障害福祉分野では、施設からの地域移行、強度行動障害を有する障害者の受入れ強化の視点で改定が行われました。

町としては、今後さらに増大が予測される介護サービス需要に適切に対応していくため、事業者との連携を密にし、報酬改定の趣旨を踏まえ、第9期玉村町介護保険事業計画及び第6次玉村町障害者福祉計画・第7期玉村町障害福祉計画・第3期玉村町障害児福祉計画に示した施策を着実に実行してまいります。

次に、2点目の報酬改定に伴う相談窓口体制についてですが、事業所においては報酬改定に伴い体制づくり等で事務作業が増えていると思います。混乱が生じないように、国や県から示される情報を速やかに提供していくとともに、今後予定している当町が所管している事業所を集めての説明会や事業所に出向いての点検指導を通じ、事業者と積極的に接点を持ち、良好で相談しやすい関係づくりに努めてまいります。

最後に、3点目の利用者虐待防止対策の義務化に対する町の対策についてですが、今回の改定により、事業者には、虐待防止措置として、指針の整備、委員会の設置、研修会の実施、担当者の設置が義務化されました。また、未実施の事業所は報酬減算の対象となります。当町としても人権擁護、虐待防止の観点から事業者に対し対策を講じていただけるようお願いをしております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 第2質問からは自席より行わせていただきます。

まず、行政窓口での対応というところで、まず1番の町としての方針、今、町長からお話をいただきましたけれども、役場をご利用いただく皆様に満足した気持ちで帰っていただくこと、この満足した気持ちで帰っていただくというのは、例えばどのようなことを心がけて満足して帰っていただくとおっしゃっているのか、その辺についてちょっとお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 役場の窓口に来庁された方が最終的に窓口に来てよかった、相談なりいろいろな話をしてよかったというふうに感じてお帰りいただけることだと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） その辺の尺度って難しいところがあって、こちら側からしっかりと説明をし

て、では満足しているかなというところの尺度というのはなかなか難しいところもあると思いますけれども、例えば最後帰るときに、役場に来て対応はどうでしたかみたいなアンケートとかそういうのを取るお気持ちというのはありますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 今のところはそのようなアンケートを取るような予定のほうは、現在考えてはおりません。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） なかなかその場では言えないので、もし帰りにどうでしたかというアンケートなんかを記せるといいかなとは思いますが、そういったものも行く行くはご検討いただければなというふうに思います。

そうすることで、なかなか言葉というのも難しいでしょうし、自分たちはいいかなと思いつつ接していても、相手がどう思っているかってやはり難しいところもあると思うので、そういったのを直接は言えないので、例えばアンケートとか帰りにどうだったかみたいなのをちょっと入れてもらうというのも一つ、窓口の対応について、逆に言えばそこで、本当にとてもよい対応をしてもらいましたというのは、すてきな言葉というのは、それはまた職員に返すことによって、それでまた仕事の相乗効果が生まれてくるという部分もあると思うので、そういった部分をぜひちょっとご検討いただければと思います。

あと、結構1つの窓口では終わらない人もいると思うのです。例えば高齢者の方、障害者の方などの動きづらい方が、例えば住民課の窓口に行きました。でも、これは税務課ですから税務課に行ってください、税務課に行きました。これは健康福祉課ですから健康福祉課に行ってくださいと、窓口を回ることがなかなか大変な方、そういった方々のために、以前もちょっと言っていたと思うのですけれども、総合相談窓口ではないのですけれども、窓口に来て、そこでその方が動かなくても職員がその場に行って対応するというような、そういった対応方法というものもあるのではないのかなというので前にもお話ししたことがあるのですけれども、今そのような形で対応しているケースというのがありますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 現在、そのような総合窓口みたいなものは設置をしておりますが、窓口に来られた方の状況を見ながら動くことが困難な場合に関しましては、特に1階は各課連携しながら、その窓口へ行かずに職員のほうが逆に外向いて対応等しております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) そういった形で対応していただくことで、そんなに動かなくてもいいですし、そこで手続がうまくスムーズに済めば、本当に町民の方も安心してサービスを受けられると思いますので、その辺についてはお願いいたします。

続きまして、2番です。接遇や窓口対応についての研修です。研修を、これは入職5年以内の職員を中心に研修を行っているということでございますけれども、では5年を超える職員に対しての研修、窓口に出なくても、窓口の状況を見て、例えばその上の方々がフォローに回るといっても、やはりこういった窓口とかの研修等を受けたほうがいいと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長(齋藤善彦君) 昨年実施しました窓口接遇・クレーム対応研修につきましては、最近ちょっとそちらの研修、コロナの関係等もありましてなかなか行えなかったもので、取りあえず入職して5年以内の方を対象に昨年度は実施をいたしました。また、今後につきましては、もっと上の入職の方も対象に研修のほうは行ってまいりたいとは考えております。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 特に人と接する場所というのは、やはり定期的な研修が必要だと思いますし、先ほども言いましたように研修も必要ですし、そういった方々が対応している状況も踏まえながら、上司のフォローというか、そういった体制というのも必要だと思いますので、ぜひ研修については継続をしていただきたいというふうに思います。

あと、研修の中でグループ討議もあったというようなお話ありましたけれども、例えばクレームとか苦情までにはいかなかったけれども、これはちょっと一歩間違えたらもしかしたらクレームか苦情になってしまうのではないのかなというような、いわゆるヒヤリハットの事例を、例えば窓口で今回こういうふうに対応したけれども、これはちょっとどうだったのだろうという部分、ヒヤリハット事例を基に研修を行うとか、そういうこともいろいろな業界の中でやっているようでございますので、そういった部分というのは、窓口でいろいろなお話を受けられた方って多分いると思うのですけれども、そういった方々からそういう事例を挙げてもらって、そういったときにどうしたらよかったのかとか、そういったような研修なんかをちょっと入れていただければと思うのですが、そういったことについてそのグループ討議の中で話をされているのか、もし話をされていなければそういうのをうまく使っていただいて、やっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長（齋藤善彦君） 研修内容につきましては、またその辺も参考にさせていただきながら、よりよい研修となるように研究してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。

そういった形でいろいろな形で対応していただくというところ、一つ一つそういうところから潰していくというか、できれば問題をなくしていくというところは大切なというふうに思っております。

次、3番目です。来庁者からの苦情やクレームなどの対応手順についてどのように行っているのかということで、まず話を聞いて状況を確認して、丁寧な説明を行うことが重要であるということでございます。そういったものというのは、例えば接遇マニュアルはあるとあったのですけれども、そういった苦情やクレームのマニュアルみたいなものは今用意をされていて、もし用意をしているのであれば、それは職員には周知をされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 現在、玉村町接遇マニュアルというものがあります。こちらの中に、当然窓口での挨拶、言葉遣い、あとは身だしなみ等々ある中で、苦情対応ということでこちらのほうもマニュアルにしてあります。こちらにつきましては、今職員が誰でも見られるような状態にはしておりますので、その辺も参考にしながら対応しているところだと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 皆さんが見られて、その流れが分かって、もし何か自分の前で起きたときにどうしたらいいかという部分が、その中である程度の部分の方向性が出ていて、それをどういうふうに対処していくかという部分が書いてあるということでございますので、それはぜひ有効に使っていただければと思います。

4番目です。窓口対応をしている職員のハラスメント対策、マニュアルなどの整備ということでフォローアップで、先ほど課長からもお話ありましたように、玉村町の接遇マニュアルをつくっているというところでございます。そういったところで、今本当にいろんな問題があって、カスタマーハラスメントとか、いろいろなやはり問題があってというところもあると思いますので、そういったところをしっかりとマニュアル化して、またそのフォロー体制をしっかりとつくらなければいけないというところにあると思うのです。

やはりハラスメント問題というところでいきますと、メンタルな部分というのがとても大変な部分で、今日は私声を抑えていますけれども、いつも大きな声だつて言われるのですけれども、大きな声で言われると怒っているように聞こえるとか、いろいろな状況があると思うのですけれども、そうい

ったメンタルヘルスの研修についても今年行ったというようなことをございますので、そういったところでのスタッフのフォロー体制というのでもできてきているのかなというふうに思います。

相談窓口を周知したというところをございますけれども、相談窓口というのはどちらにどういう形で設置されたのか教えてください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 現在、ハラスメントに対します相談窓口といたしましては、総務課の職員係のほうで対応しております。ただ、議員がおっしゃる、今特に問題になっておりますカスタマーハラスメント、こちらにつきましては、本当に最近になって話題になっておりまして、いろいろ調べてみますと、各企業、自治体のほうもいろいろ苦慮しながら、今考えているところだということでもありますし、現在、町ではそのカスハラに対しまして、特にまだマニュアル等も作成のほうはしておりませんが、今後、周りの状況等もいろいろ参考にさせていただきながら、作成に向けて研究のほうはしていきたいとします。

そこで、何がやはり一番大切かというやはりハラスメント、今までですとこれもハラスメントでありますパワハラですとか、いろいろありますけれども、ほぼ職員同士といえますか、その中でのいうものが主だったと思います。また、外部からのカスタマーハラスメントで、特に重要なのは職員のケアというようなことも十分出ておりましたので、その辺もよく考えながら研究してまいりたいとは考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 本当にハラスメント、中で起きるだけではなくて外からということ、窓口といっても来庁者だけではなくて電話もあるでしょうし、やはり様々なところで起きると思います。

今、課長のおっしゃったように、やはりその職員をどう守っていくかというところにはなるかと思えますので、いわゆる本当に小さなことでも何かあったときにスタッフがしっかりと相談できる体制、それを一人で悩むことなくしっかりと守っていく、そしてメンタル面をしっかりと保ち続けて、本当に皆さんご多忙な中、役場内でお仕事されていると思いますので、そこでお休みになってしまったりするのも大変でしょうから、そういった部分をぜひお守りいただければというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

時間もありませんので、次2番目に行きたいとします。公共交通システムの今後についてというところで、すみません、大きな話題になってしまいましたけれども、この中で公共交通って何だろうなということちょっと考えたときに、ちょっと調べましたら、サラリーマンや学生の通勤通学の足だけでなく、高齢者の生活や通院の足となるとありました。これは高齢者だけではなくて障害者も含めてだと思えるのですけれども、そういうところでの公共交通というところを考えていかなければい

けないというふうに思っております。

令和5年に住民アンケートを取って、今の路線バス、たまりんでは住民ニーズを満足させることはできないと評価しているというところを踏まえて、あとは通学時間帯の公共交通がちょっと弱いというところ。そういったところのデータも出ているということで先ほどお話がありました。それを踏まえて、玉村町公共交通再編基本設計というのをつくって、今年度、具体的に施策を展開していこうというお話がありました。その具体的な部分について、全部説明するのは大変だと思うのですが、まずキーとなるところ、どこを中心にやっていくのか。あとは段階的なものというのもあると思うのですが、その辺についてお話を伺えればと思います。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 小林議員のご質問にご回答いたします。

キーとなるところ、昨年の11月に玉村町公共交通再編基本設計をいたしました。その中で町内たまりんの4路線の統合とデマンド化と、高崎市、伊勢崎市両直行便もデマンド化、デマンド交通による町外アクセス利便性向上等ということで設計をいたしました。基本設計の中では高崎市、伊勢崎市もそのまま残すプラス前橋市の南モール付近のところ、下川団地・中央通りという既存のバス停まで行くという基本設計でありましたが、しかしながら、既存の交通事業者と協議を重ねてきたのですが、承諾を得られず、話がまとまらず、伊勢崎市の市民病院だけという形で今回10月1日のスタートを目指して事業を始める方向になりました。これにつきましては全く諦めたわけではなく、これからも協議を進めていきたいという考えでいます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今、お話ありましたように町外の路線ですよね。町外の路線は最初の基本設計の中では、前橋市方面、高崎市方面、伊勢崎市方面の3つはそのまま何とかデマンド化というか、残すというような方向であったけれども、結局その折り合いがつかなくて、伊勢崎市のみになってしまったというような状況ですけれども、今までも通っていたわけだと思うのですが、今までも通っていたのに、それを今度デマンド化することで、もうその地域で受けられなくなった、いわゆるこれはステークホルダーのところもあると思うのですが、そういったところでそういうのはうちとして入ってもらっては困るというような状況になぜなったのか、その辺について今まではよくてこれからはなぜ駄目なのか、その辺についてちょっとお伺いしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現状のたまりんを始める段階でどのような協議をしたかというのが、資料があまりなくてちょっと

分からないのですけれども、今回、地域公共交通会議という様々な事業者や陸運、あとは土木、警察、いろいろな方を交えての会議をしなくてはいけなくなりまして、その過程で高崎市や伊勢崎市、前橋市の既存交通事業者と協議してきた結果、ちょっと承諾を得られていないという状況になっております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 公共交通システムの今後というところから2番のたまりんの再編についてというところまで行っていると思うので、たまりんの再編についてのほうも含めてちょっとお伺いをした形になりますけれども、当初については資料がないので、当初その路線が通った経緯というのが分からないと、分からないけれども、今回、再編をするに当たって、もう一回協議の場を設けなければならない、協議の場を設けたら、高崎市方面または前橋市方面については通してもらっては困ると、そういうような状況だということだと思います。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。申し訳ありませんでした。

平成13年にたまりんが走り始めたときにつきましては、地域公共交通会議というのは不要で、周りの事業者からの承諾が要りませんでした。平成18年に法改正がありまして、既存の交通事業者の了承が必要となりました。なので、協議を重ねてきたということになります。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 平成13年に決めて、平成18年にその会議を開かなければならないというような状況になったというのは今の段階で分かりました。

ただ、この路線を今使っている人たちがいるわけです。伊勢崎市を今度残す。でも、高崎市と前橋市方面については、今回は廃止の方向で行く。でも、ここを使っている人たちというのは、公共交通として多分使っているのだと思うのですけれども、そういう人たちも利害関係者ではないのかなとちょっと思うのですけれども、その辺というのは、今、方向性的にはまだ諦めたわけではないと、またこれからも協議をしていくのだということだと思いますけれども、その辺の光というのは見えるのか見えないのか、ちょっとすみません、何と云っていいか分かりませんが、お願いします。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えします。

現時点では見えていません。ですので、この状態でスタートするという形を決断しました。
以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） さっき町長の答弁の中でも、高崎市内への乗り入れができなくなったりということもあるが、十分に住民ニーズに応えられたものであると考えていると言っていたのですけれども、高崎市方面とか前橋市方面をご利用されている方にちゃんと意見を聞いているのかどうかというところだと思います。

例えば高崎市方面に乗っている方、例えば高崎高等特別支援学校に通われている生徒さん、公共交通としてたまりんで学校に行っているということを伺っています。ただ、これが9月で終わりです。10月からありませんと言われたときに、その利用していた人たちがどうしたらいいのか。それで、その親御さんとかいろいろな方からお話を伺いましたけれども、ではたまりんを使うので回数券を買いに行きましょうと買いに行ったときに、いやもう9月までなのですよということをちらっと言われたというふうに、いわゆるそういうところから話を聞くというのはやはり不安だと思うのです。町にも質問に行ったけれども、まだ決まっていないのでというような感じになってしまって、余計不安になってしまったというような現状があると思います。ただ、やはり子供さんがしっかりと公共交通で学校に行くという、元に戻りますけれども、公共交通とは何かというところがあったと思うのですけれども、サラリーマンなり学生の通勤通学の足であるというようなことが書いてあるとすると、その交通手段をここで一気になくしてしまうというのは、やはりなかなか大変なことなのではないのかなというふうに思います。

親御さんたちも、せっかく通っているのに、それがなくなってしまうということで、では何があるのって言ったところで、何もありません、今のところはこうですって言われてしまうと、やはり不安な部分というのはたくさんあるのではないかなというふうに思います。その辺の部分、例えば今利用している高崎市方面、前橋市も含めてだと思えるのですけれども、そういった人たちに対しての説明、今の段階ではこうなのです。ただ、私たちとしてはこういうふうに、町としてはこういうふうに考えているのだよということを説明なり、そういったものをしていくという時間はつくるおつもりありますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

その時間というものは、今のところ考えていないのですけれども、前橋市のバスにつきましては、現在、永井運輸がバスを運行しているので増便をしていただけるように依頼はしております。

高崎高等特別支援学校さんにつきましては、私たちもそれは分かっておりまして、高崎高等特別支援学校にも行って話もしてきました。代替案として行き帰りを何らかの方法で通学の足をなくさないようにしたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 何らかの方法というのは、町が取り組むということですか、学校が取り組むということですか。町が何らかの方法で考えていくという方向でよろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

町のほうで考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうしますと、そういったこと、決まったのがもしかしたら近々かもしれないのですけれども、ご家族なりはとても不安に思っている部分もあると思うので、やはり早めにちゃんとしっかりと説明をして、ご理解をいただくというところですか。そういったところも含めて、ご不安ですよ。今までせっかく通っていたのに、この車がなくなってしまうたらどうしよう、役場に相談に行ったのだけれども、まだ分からないと言われてしまった、どうしよう、回数券買いに行ったらもう9月末で終わりだと言われた、どうしようって、どんどん、どんどん不安な気持ちになってしまっているというところは現状だと思います。

その不安、公共交通のところでも何度も言いますが、通学時間帯の公共交通がちょっと厳しいというような部分もあるとすれば、そこはやはりしっかりと守ってあげるとというのが私としては町の責務ではないかなというふうに思います。それが公共交通なのだと思います。その辺、町長いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） そのように考えています。結局、デマンドという形で来たら、何か特に高崎市、交通事業者のちょっと理解が得られなかったということなので、町内はこういった形で、伊勢崎市からは理解が得られて、伊勢崎市民病院までは行けます。そのことによって行けなくなっている人の話も聞いていますので、そこを今どうやってケアしていこうかというところで、今対応を考えているところです。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 町長がいつも言っている「暮らすなら、ここがいい。」ということであると、やはり玉村町に住んでいてもどこにでも、例えば学校にもちゃんと行ける、通院もできると、そういうのがやはり「暮らすなら、ここがいい。」、玉村町で暮らしたいのだというような状況というのは

あると思うのです。そういったところも含めて公共交通を考えていただきたいと思いますし、確かにこのデマンド化というのは一番大切だと思いますけれども、今使っている人たちがどんな思いでいるのか、例えばそれが一般の方でなかなか使わない方というのもあると思いますけれども、今現状で使っている人たちがやはりいらっしゃると思うので、そういう人たちをしっかりと守っていただければと思いますし、サポートしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次、3番目に行きます。タクシー利用補助券の交付についてというところで、これはなかなかご利用者数が少ないという現状があって、5万枚配って2万枚に満たない、申請して1枚以上利用した方が57%しかいない。一方、タクシーのほうはタクシーの運転手がいなくて呼んでも来ない。増やそうとするけれども、今増やせない状況があるという、もうほぼ八方塞がりのような状況になっていると思うのですが、今この中で多分中毛地域が法律で準特定地域に定められているということですが、たしか準特定地域というのは期限が定められていて、またそこからそのときの交通事情ですとかそういったものによって指定がまた解除されたりというような形になると思うのですけれども、その辺の準特定地域の期限というのはまだ切れていない、まだそのまま玉村町は準特定地域としてなっているということによろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 群馬運輸支局に確認したところ、まだ準特定地域と定められております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 町民アンケートにもタクシーが呼んでも来ないとかいろいろな現状ありますけれども、逆に一つちょっとこれお伺いしたいのですけれども、タクシー券の利用は1日に1枚、1日に何枚使ってもいいのですか、1枚なのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 利用区間が町内のみの場合は枚数制限はありません。町外を含む場合につきましては、1乗車ごとに1人2枚までです。なので、2人で乗れば4枚使えるという形になります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 町内は何枚使ってもいいと、町外は行くのに2枚使っていいと。ところが、タクシー会社さんによって3枚くれればいいよと言って、町外に出ているタクシー会社さんがいるら

しいのです。それで、帰りに車に乗ろうとしたら、もう使えないから現金で払ってくださいと言われてたという利用者さんが二、三人いて、ちょっと私は聞いているのですけれども、その辺の枚数というのはどういうふうに確認していますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

タクシー会社のほうから利用券とそのとき乗った料金の分が、役場に来て、それを確認しているはずなので、ちょっとその件につきましては聞いたこともないし、そのようなことはないと思うのですけれども、すみません。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 高齢者の方ですからそのときに使った枚数が分からなくなったのかは分からないですけれども、結構今使っている方はそういう形で使っておられるのだろうと思いますし、使っていない方は使っていないというところもあると思うのですけれども、その辺もちょっと精査していただいて、もし変なところがあればまた確認をしていただければというふうに思います。

アンケートでタクシーが来ないとかいろいろな状況もあると思うので、今後も、運転手さんが不足しているからタクシーもなかなか来ないと思うのですけれども、そうではなくても増車できないのに運転手さんもないから増車ができないというような現状もあると思うので、その辺ももう少し利用者さん、タクシー、実際、補助券を出している人からももう少しちょっとアンケートで聞いて、使い勝手についてとか、その辺についてももう少し協議をしていただいて、先ほどのデマンドと含めてちょっと協議をしていただいて、もう少し利用者把握なり、せっかくだと良い制度だとは思いますが、そういうものを使えるようにという形でしていただければと思います。

お時間もありません。最後になります。3番目、報酬改定に伴う町の対応というようなところで話をさせていただきます。今回のトリプル改定でというところで、いろいろな部分、町としてというとなかなか厳しい部分もあると思いますけれども、いろいろな計画ですよね。介護保険の事業計画等というところで、その中で事業者と連携を密にしていくというようなところもありましたけれども、例えば玉村町が保険者であって、玉村町の管轄、所管しているというのが多分地域密着型サービスとかそういうところだけなのか分からないのですけれども、それ以外のところも玉村町内にはたくさんの事業所があると思うのです。そういったところに対して、例えばフォローとかそういうことを行うことは今まであったのか、それともこれからしていくのか、その辺についてお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えいたします。

今回のトリプル改定というのは、診療報酬は2年に1度、障害と介護が3年に1度ということで、6年に1度の巡り合わせでトリプル改定と言われているのですけれども、この6年に1度のこの機会に制度間の調整が行われるために、同時に重要で大規模な改定だと言われています。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町が所管する事業所については町が指導権限がありますので、そういった情報提供ですとか説明会は、町が責任を持って行っていかなければならないもの、そして所在地が町にある事業所については、群馬県が指定権者ということで、群馬県が指導をしていくということになるわけなのですけれども、だからといって、所在地が町内にある事業所さんの相談に決して乗らないわけではないというところで、なかなか町が指定している事業所ですと、行き来があるので、事業者さんにとっても相談しやすいというような部分があると思うのですけれども、そうでない事業所さんですと、なかなか町と行き来するようなことがないので、今までもそこを何とかクリアできないかなということを考えておりました、昨年度は初めて、防災の関係も絡めてなのですけれども、町内の事業所さんに声をかけて、研修会を開きましょうということで開きました。その中で玉村町介護保険、健康福祉課の職員の顔が分かってとか、あとほかの事業所さん同士で集まる機会もないので、そういったところで事業所間の情報交換の場という目的で行ってきたのですけれども、そういったものを引き続き行いながら、町の権限があるなしにかかわらず、相談しやすい関係をつくっていくというところでございます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 本当に玉村町が所管しているところは、確かに玉村町に申請を出したりとか変更届を出したりとか、いろいろなものを出しに行くので多分顔のつながりはあると思うのですけれども、そうではないところは、結局、県だったら伊勢崎保健福祉事務所に出しに行くとか、そうするとやはり町との関係というのがなかなか厳しいとは思っています。ただ、しっかりと、町にある事業所ですから、基本的には、地域にもよりますけれども、町内の利用者さんのケアをしている事業所だと思えるので、そういったところを集めていただいて研修会なり勉強会なりそういうことをできれば町が主催としてやっていただければというので、この間はたしか災害の研修をやったりとかしていただいていると思うのですけれども、そういうことをしていただきたいのが1点。

あと、もう一つ、さっきカスタマーハラスメントのことをちょっといろいろお話ししたのですけれども、以前私が一般質問をした介護事業所で起きたカスタマーハラスメントについては、どこも相談窓口がないのだと、それはどこに相談したらいいのだという一般質問をさせていただいたときに、当時の健康福祉課長から介護保険係に相談をしてくださいというお話がありましたけれども、それについては、いわゆる周知をして何かあれば介護保険係に相談をしてくださいというような形のものの周知とともに、そういった形の体制でよろしいかの確認をしたいと思うのですが。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

先ほどから申し上げているとおりそういった相談しやすい関係を、顔の見える関係をつくっていくというところで、そういった事業所さんに言われた苦情をどうしたらいいかというようなところも、解決はできないかもしれないのですけれども、一緒にどういう方法があるかというのを考えていくことはできますので、ご相談いただければと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今回の改定で結構事業所も大変な状況、事務作業もすごく大変な状況というのがあって、御存じだと思いますけれども、やはり人手不足というところがあって、人をどういうふうに雇わなければいけないのか、そういう体制というのも大変だと思いますけれども、そういったところでいろいろ悩みがあったりというのはたくさんあると思うのです。そういったことをなかなか相談できる場所がないので、今お話があったように顔の見える関係をつくっていただいて、しっかりと事業所をフォローしていただく、いわゆる事業所をフォローしていただくことが町の介護サービス利用者の下にサービスとして提供されるというふうに思っていますので、それについては引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、次の本会議は、12日水曜日です。午後2時30分までに議場へご参集ください。

ご苦勞さまでした。

午後4時12分散会